

# 福崎町第3次障がい者プラン

第3次障がい者プラン・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

～地域共生社会と自己実現を進め 安心して住めるまち・福崎～



令和3年3月 兵庫県福崎町



## ごあいさつ

障がいのあるなしに関わらず、誰もが安心して住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるまちづくりは、全ての町民の共通の願いです。

本町の障がい者施策については、平成 10 年に「福崎町障害者福祉プラン」を策定し、その後、度重なる制度改正を受け平成 24 年には「第 2 次障がい者プラン」を策定しノーマライゼーションの理念の実現に向け、各種施策に取り組んできました。

国は、障害者差別解消法や障害者総合支援法の制定をはじめ、改正障害者雇用促進法など障がいのある人の権利保障を遵守するために様々な制度改正を行い、社会参加や地域社会での生活の支えとなる施策が進められてきました。



このような国の動向や障がいのある人を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえて、このたび「福崎町第 3 次福崎町障がい者プラン」を策定いたしました。障がい者プランは、本町の障がい者福祉施策を総合的、計画的に推進するための指針となるものであり、この計画に沿って、障がいのある人もない人もともに助け合い、障がいのある人が地域社会の一員として生きがいを持って共に喜びを感じて暮らしていくける共生の地域づくりを目指していきます。

町民の皆様には、計画の趣旨をご理解いただき、その実現に向けてご協力くださいますようお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定に当たり、熱心にご審議いただきました福崎町障害者福祉施策推進協議会の皆様をはじめ、ご協力いただいた関係団体の皆様やアンケート調査に御協力いただきました町民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

福崎町長 尾崎吉晴

# 目 次

## 「表紙」及び「共生社会ポスター」優秀作品の紹介

<b>第1部 総論</b> .....	<b>1</b>
<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>2</b>
1 計画策定の背景と趣旨.....	2
2 本計画が対象とする「障がい者」の考え方 .....	6
3 本計画の位置づけ .....	7
4 本計画の対象期間と政策評価 .....	9
5 本計画の策定体制 .....	10
6 本計画の推進体制（国・県・町・その他の役割） .....	11
7 本計画の進捗状況の管理・評価 .....	14
<b>第2部 第3次障がい者プラン</b> .....	<b>15</b>
<b>第2章 障がい者を取り巻く現状と課題</b> .....	<b>16</b>
1 本計画で整理する施策分野 .....	16
2 前計画の施策の成果と課題（平成 24 年度～令和 2 年度） .....	17
3 障がい者の現状 .....	27
4 障がい者福祉施設の現状 .....	36
5 アンケート調査結果の概要 .....	38
6 当事者団体との意見交換会概要 .....	56
7 障がい者福祉を取り巻く課題の設定 .....	58
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>61</b>
1 本町の障がい者施策が目指す姿 .....	61
2 計画の基本目標と施策の体系 .....	61

<b>第4章 施策の展開 .....</b>	<b>67</b>
基本目標1 「生活支援の充実」 .....	67
基本目標2 「教育の充実と社会参加・交流の促進」 .....	75
基本目標3 「しごとの支援」 .....	81
基本目標4 「共生の地域づくりの推進」 .....	86
基本目標5 「安全安心社会の実現」 .....	91
■評価指標の設定 .....	94
<b>第3部 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 .....</b>	<b>96</b>
<b>第5章 第6期障がい福祉・第2期障がい児福祉計画 .....</b>	<b>97</b>
1 計画の概要 .....	97
2 前計画の成果目標実績（平成30年度～令和2年度） .....	99
3 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の成果目標 .....	102
4 障害福祉サービスの見込み .....	110
5 地域生活支援事業の見込み .....	134
<b>【資料編】 .....</b>	<b>145</b>
1 福崎町障害者福祉施策推進協議会設置要綱 .....	146
2 福崎町障がい者プラン等検討委員会設置要綱 .....	150
3 福崎町第3次障がい者プランの策定経緯 .....	151
4 神崎郡内及び近隣の障害福祉サービス事業所 .....	152
5 障害者福祉施策等に関連する年間行事（抜粋） .....	156
6 障害者マーク .....	157
7 用語解説 .....	159

## 「表紙」及び「共生社会ポスター」優秀作品の紹介

「福崎町第3次障がい者プラン」を策定するにあたり、「共生社会」をテーマとして福崎町内に在住又は勤務・通学されている方を対象にポスターを募集し、最優秀作品を表紙に採用しました。

### 最優秀作品：「ともにはしる」

作者：なるみ 鳴海 みう（田原小学校5年生）

なるみ  
鳴海さんは、学校の総合学習でパラリンピックについて学び、「もっとたくさんの人に興味を持って欲しい」との思いから応募されたとのことです。

作品では、視覚障がいのある人が伴走者と一緒に力強く駆ける姿がダイナミックに描かれてています。

他の優秀作品を併せて紹介します。

### 優秀作品：「知ることは尊重への第一歩

もう・ろう  
盲・聾という文化



作者：うえさか  
上阪  
まつみ

### 優秀作品：「共生社会：ごった煮の和」



作者：にしおか  
西岡  
敏成

## **第1部 総論**

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 1 計画策定の背景と趣旨

福崎町（以下「本町」という。）では、障がいのある人もない人もすべての人が住みよい社会を実現するために、平成 10 年 3 月に「福崎町障害者福祉プラン」、平成 24 年 3 月に「第 2 次福崎町障がい者プラン」を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、様々な分野に及ぶ障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

平成 18 年度には「障害者自立支援法」が施行され、障害福祉サービスの対象となってなかつた精神障がい者を含め、すべての障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立生活をおくることができるための必要なサービスや相談支援等が受けられるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しを行いました。

しかし、利用者負担について、利用したサービス量に応じて原則 1 割の定率負担が発生する「応益負担」方式が導入されたことや、受けられるサービスの制限が生じる「障害程度区分」には批判の声があつたことから、「障害者自立支援法」は平成 22 年に児童福祉法等ともあわせて改正され、「応能負担」（所得に応じた負担）を原則とする利用者負担への見直し、相談支援体制の強化、障がい児支援の充実・強化を図るために施設一元化や新サービスの創設などが平成 24 年 4 月から実施されています。

国際社会では障がいのある人の権利保障に向けた取り組みが進められ、平成 18 年に国連総会で「障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）」（以下、「条例」という。）が採択されました。様々な政策分野において、障がいを理由とする「差別の禁止」と「合理的配慮」（障がいのある人が他の者と平等に全ての人権等を享有・行使するために必要な調整等）を求めるこの条約に、わが国は平成 19 年に署名し、それ以降同条約の締結に向け国内法の整備が進められ、平成 26 年に条約を批准しました。

条約批准に先立ち、平成 23 年には「障害者基本法」が改正され、全ての国民が障がいの有無に関わらず尊重される共生社会の実現を目指すことや、「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。同年には「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」が成立、平成 25 年には、「障害者基本法」の「差別の禁止」の基本原則を具体化した「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が成立し、「差別の禁止」や「合理的配慮の提供」について行政や事業者等に義務化（一部努力義務）され、その具体的推進が進められることとなりました。

また、平成 24 年には障害者就労施設等が供給する物品や役務の需要の増進を図る「障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）」が制定されました。

同年には、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」とする法律が制定され、障がい者の定義へ難病等の追加や、平成 26 年度から「障害程度区分」に変わって必要な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」を導入することなどが定められました。その後、平成 27 年に施行 3 年後の見直しが図られ、「自立生活援助」や「就労定着支援」等の新規事業が定められたほか、重度訪問介護や医療的ケアを要する障がい児支援等の充実が図られ、これらが平成 30 年 4 月に施行されています。

平成 28 年に施行された改正障害者雇用促進法に関し、事業主に対する「差別の禁止」「合理的配慮の提供義務」「苦情処理・紛争解決援助」の遂行が一層求められるとともに、平成 30 年度からは法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が加わることとなり、また、原則として 5 年ごとに法定雇用率も見直しがなされることとなりました。

このように、障がいのある人の権利保障を遵守するために様々な制度改革が行われ、障がいのある人の社会参加を図り、一人ひとりが地域社会で自立した生活ができるよう様々な施策が進められています。

なお、平成 30 年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障がいのある人がそれぞれの能力を活かし、いっそうの社会参加を進めるための整備が図られることとなりました。

国際社会においては、平成 27 年に国連で「誰ひとり取り残さない」ことを誓った「持続可能な開発目標」（SDGs）が採択されました。SDGs の目標 4（教育）、8（成長・雇用）、10（不平等）、11（都市）、17（実施手段）について、障がい又は障がいのある人に直接言及したターゲット（具体的目標）が定められています。

このような国際社会の動向、国・県で示される制度・施策とともに、障がいのある人の権利擁護や社会参加の機会の拡大等のためのさらなる環境整備を本町においても進めていきます。

また、近年頻発する大規模自然災害や、令和元年に発生した新型コロナウィルス（Covid-19）の流行による「新しい生活様式」といった変化を受け止めながら、本町が取り組むべき障がい者福祉施策等の基本的な方向性を示し、安全で安心に暮らせる地域共生社会の実現を目指して、第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉を含む「福崎町第 3 次障がい者プラン」（以下「本計画」という。）を策定しました。

## 近年の障がい者関連法案等の動向

### 「障害者基本法」改正（H23.8 施行）

- 差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定

### 「障害者虐待防止法」（H23.6 成立、H24.10 施行）

- 障がいのある人に対する虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行うことにより障がいのある人の権利利益の擁護

### 「障害者優先調達推進法」（H24.6 成立、H25.4 施行）

- 障がいのある人の仕事の確保と経済面の自立の促進
- 国や地方公共団体が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的に購入することを推進

### 「障害者総合支援法」（「障害者自立支援法」を改正、H25.4 施行）

- 社会モデルに基づく理念の具体化
- ケアホームとグループホームの統合、重度訪問介護の範囲拡大、難病患者への支援など
- 地域生活支援事業の追加

### 「障害者差別解消法」（H25.6 成立、H28.4 施行）

- 地方自治体等における差別的取り扱いの禁止
- 地方自治体等における合理的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務）
- 差別解消に向けた取り組みに関する要領を策定（地方自治体は努力義務）

### 「障害者権利条約」（H26.1 批准）

- H19年に署名後、障害者基本法を改正し、差別解消法制定等の国内法制度の整備推進

### 「難病医療法」（H26.5 成立、H27.1 施行）

- 難病の患者に対する医療費助成を法定化し、その対象を拡大
- 相談、福祉サービス、就労や社会参加への支援の充実

### 「障害者雇用促進法」改正（H28.4 施行）

- 雇用の分野における障がいを理由とする差別的な取り扱いを禁止
- 法定雇用率算定に精神障がい者を追加（平成30年4月1日から施行）

### 「成年後見制度利用促進法」（H28.4 成立、同年.5 施行）

- 成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

### 「発達障害者支援法」改正（H28.8 施行）

- 障がいの定義と発達障がいへの理解の促進
- 発達障害者支援地域協議会の設置

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（H29.2 閣議決定）

- ・東京オリンピック・パラリンピックを契機として、ユニバーサルデザイン化・バリアフリーの推進

「障害者総合支援法及び児童福祉法」改正（H30.4 施行）

- ・一人ひとりへのサービスの必要性を明確に判断するための「障害支援区分」の導入
- ・自立生活援助の創設・就労定着支援の創設
- ・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用
- ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（障がい児福祉計画の策定）
- ・医療的ケアを要する障がい児に対する支援

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（H30.6 成立・施行）

- ・文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進

## 2 本計画が対象とする「障がい者」の考え方

本計画は、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく計画になります。

のことから本計画における「障がい者」は、障害者基本法第2条で定められる人\*とともに、それぞれの法の趣旨に沿い、身体障がい、知的障がい及び精神障がい（発達障がいを含む）のほか難病等、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な困難を受ける人とします。

また本計画中、「障がい者」という表記は、原則として年齢を問わず、障がいのある人すべてを指します。ただし、18歳未満の障がいのある子どもを特に指す必要がある場合や、障がいのある子どもが含まれていることを明示する必要がある場合は、「障がい児」や「障がい者（児）」という表記を用います。

### \*障害者基本法第2条第1項

障がい者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

※「その他の心身の機能の障害」には、難病等に起因する障がいも含まれると解されています。

#### ■ 障がい者

- ・身体障害者福祉法第4条に規定する「身体障がい者」
- ・療育手帳制度要綱による「知的障がい者」のうち18歳以上の人
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する「精神障がい者」のうち18歳以上の人（発達障がい者を含みます）

#### ■ 障がい児

- ・児童福祉法第4条第2項に規定する「障がい児」
- ・身体、知的、精神に障がいのある児童（発達障がいを含みます）

#### ～本計画における障害の「害」の表記について～

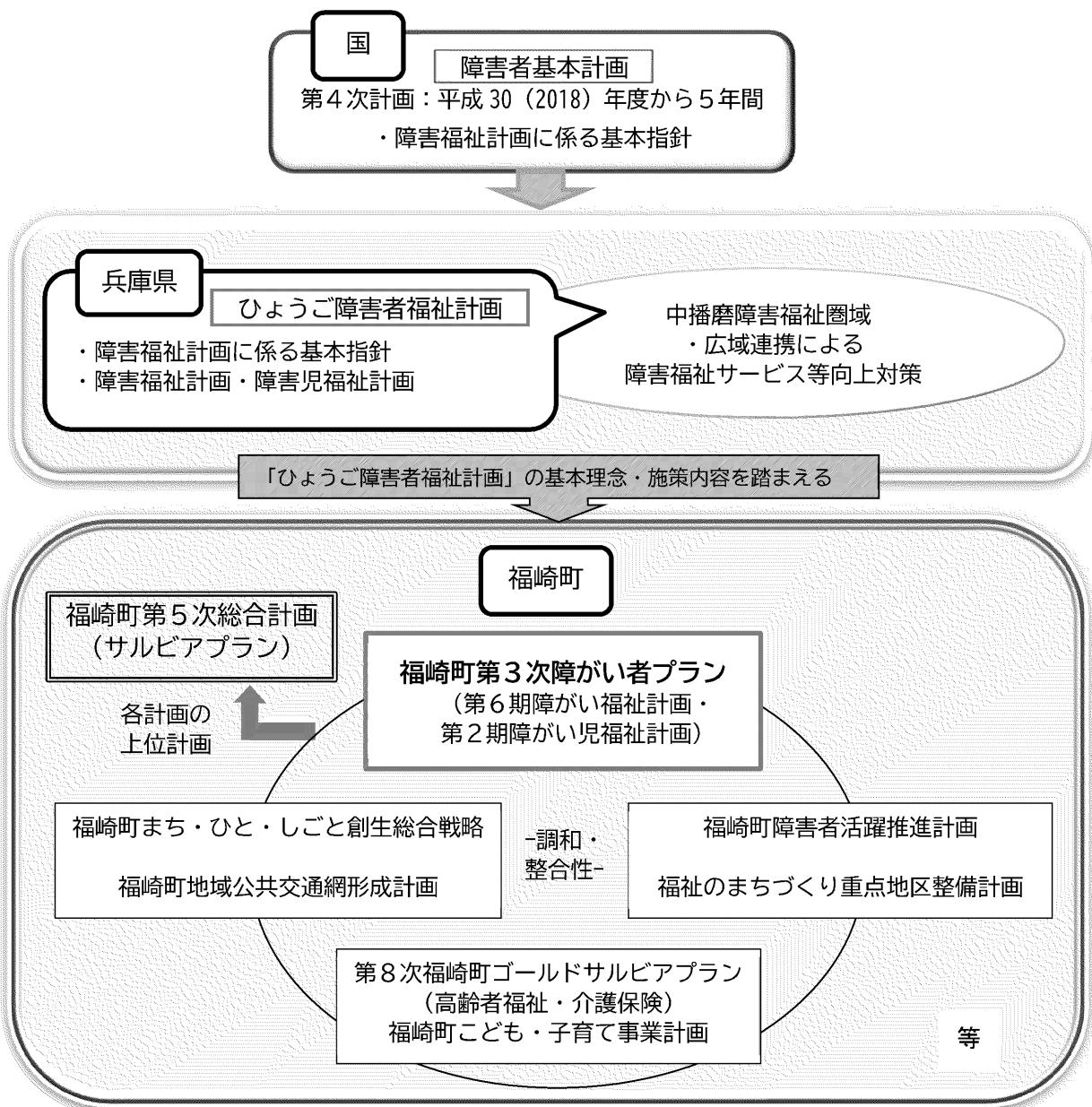
第5期障がい福祉計画策定期（平成30年）、一般に「障害」と使われている言葉を「障がい」と記す場合が多くなり、本町においても、親しみやすく読みやすいとの考え方から計画の中で「障がい」という表記を使用することとしました。本計画でもその趣旨を引き継ぎ、「障がい」の表記を用います。ただし法律や制度、団体名称等の表記において、熟語として「障害」が用いられる場合は、そのまま漢字で表記します。

### **3 本計画の位置づけ**

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」、そして児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」の 3 つの計画を一体的に策定した計画で、障がい者福祉施策などを総合的かつ計画的に推進するための基本計画となります。

また国の「第 4 次障害者基本計画」や兵庫県「ひょうご障害者福祉計画」を踏まえるとともに、本計画の上位計画である「福崎町第 5 次総合計画（後期基本計画）」で示される基本構想、関連計画に即すとともに福祉やまちづくり関連計画と連携・整合を図りながら策定したものです。

## 【体系図】



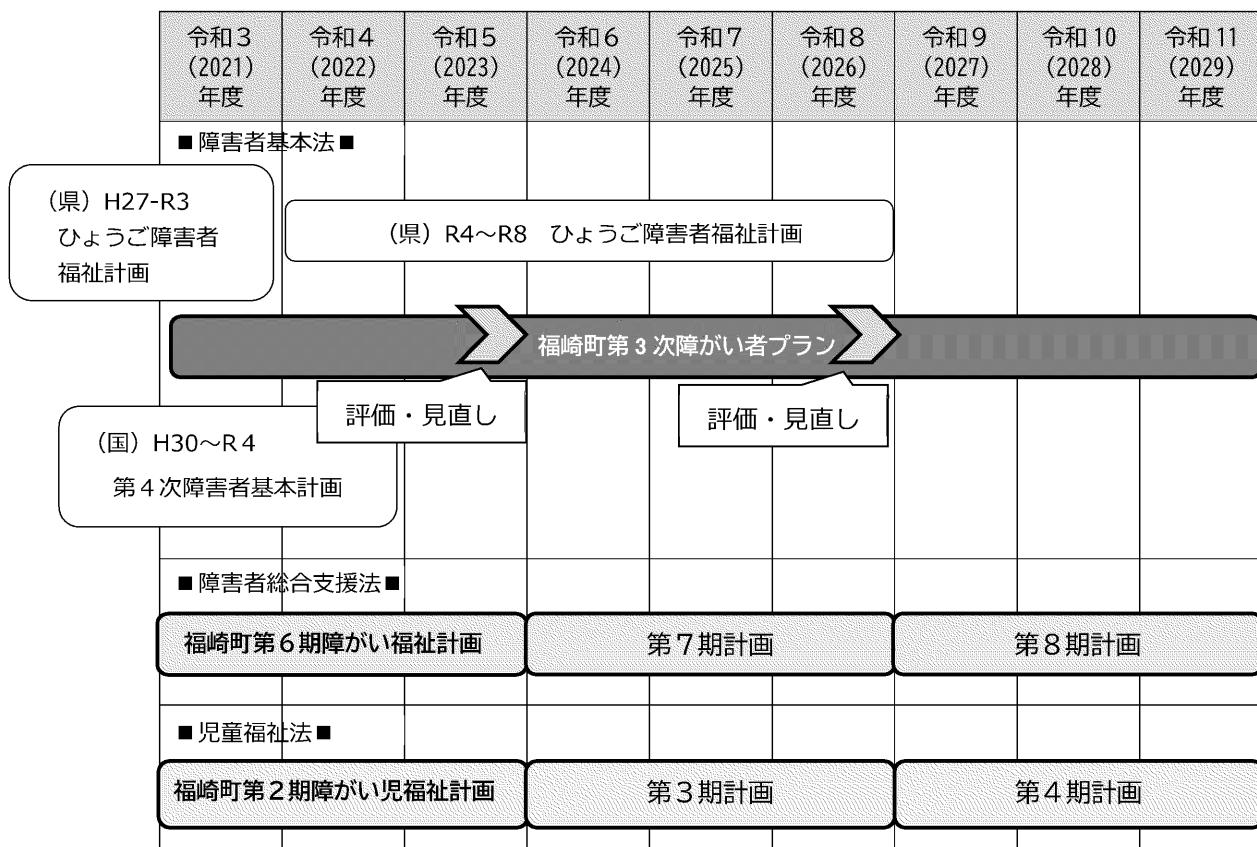
## 【各計画のまとめ】

計画名	根拠法	所管	期間	計画の内容
障害者基本計画 (障がい者プラン)	障害者基本法 第11条第3項	内閣府	法令上規定なし	教育、文化、雇用、医療、住宅、防災等障害者施策の総合的な事項を規定
障がい福祉計画	障害者総合支援法 第88条第1項	厚生労働省	3年	障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量や確保策、施策目標等について規定
障がい児基本計画	児童福祉法 第33条の20第1項			

## 4 本計画の対象期間と政策評価

本計画は、令和3年度から令和11年度の9年を計画期間とします。

「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は国の基本指針によりそれぞれ3年を期間として定められているため、それらの3年ごとの計画策定にあわせ、本計画の進捗に関して毎年福崎町障害者福祉施策推進協議会で報告・評価するとともに、必要に応じて施策の見直し等を行うPDCAサイクルにより障がい者福祉施策を推進することとします。



## 5 本計画の策定体制

### (1) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、障がいのある人の実態やニーズ等、町民や企業等の障がいのある人と障がい者福祉施策に関する意識、障害福祉サービス事業所、障がい者雇用義務のある企業の状況と課題を把握し、計画策定の基礎資料とするために、下記のアンケート調査を実施しました。

(調査対象)

① 障害者手帳所持者・障害福祉サービス利用者等	・・・全数調査	1,183名
② 一般住民：18歳以上年齢別無作為抽出	・・・合計	800名
③ 障害福祉サービス等事業所（福祉サービスのしおり記載）	・・・合計	119事業所
④ 従業員45.5名以上の企業等（障がい者雇用義務有）	・・・合計	43社

### (2) 当事者団体との意見交換会の実施

町内に在住している障がいのある人とその家族の実態や抱える課題、意見・要望等を把握し、計画に反映させるため、当事者団体を対象に意見交換会を実施しました。

- ① 福崎町身体障害者福祉会
- ② 福崎町手をつなぐ育成会
- ③ N P O法人中播磨峰の会（峰の会作業所）

### (3) 協議会等の開催

本計画の策定にあたり、庁内検討委員会及び施策推進協議会を設置し、多方面にわたる障がい者福祉施策の在り方について協議、検討及び審議を受けて計画をとりまとめました。

- ① 福崎町障害者福祉施策推進協議会
  - ・住民代表、有識者、障がい者当事者団体および家族会の代表者、保健・医療・福祉機関の職員等から構成
- ② 福崎町障がい者プラン等検討委員会
  - ・副町長を委員長とする課長以上の幹部職員で構成

## 6 本計画の推進体制（国・県・町・その他の役割）

本計画は障がい福祉のみならず、保健、医療、就労、教育、情報、文化・芸術といった日常生活に関係するものです。そのため、本計画の推進にあたっては、国や県、町が適切な役割分担を行い、障がいのある人や障がい者団体、障害福祉サービス等事業者、企業等、町民がそれぞれ互いに協力する連携体制を構築することが重要です。

障がい福祉行政では、障がいのある人にとって最も身近な存在である市町が実施主体となりサービスの展開を行うことが多いですが、国や兵庫県は、広域的調整や技術的助言などの対応を担います。

以下に本計画に定める役割を記載します。

主体	役割の内容
国	<ul style="list-style-type: none"><li>・全国的に統一して定めることが望ましい基本方針の決定、法令整備、制度設計等</li><li>・全国的規模、視点で行うべき施策や事業の実施</li><li>・県、市町への財政的支援、助言</li><li>・ハローワークによる障がい者就労支援等</li></ul>
県	<ul style="list-style-type: none"><li>・県計画等による全県の方針等の決定</li><li>・市町だけでは対応困難又は非効率な広域的、専門的な福祉ニーズへの対応</li><li>・先進的な取り組みの企画、実施による市町への普及</li><li>・専門的人材の育成、研修、協議会の開催</li><li>・市町への財政的支援、助言等</li></ul>
福崎町	<ul style="list-style-type: none"><li>・町計画等の策定に基づく各種事業実施と評価</li><li>・地域のニーズ把握及び事業実施による対応</li><li>・公的な福祉サービス提供体制の整備</li><li>・町民への情報提供や周知、福祉教育・福祉体験による理解促進</li><li>・関係機関とも連携した相談支援体制の整備等</li></ul>
福崎町 社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ボランティアなど地域福祉の担い手づくりと福祉学習・福祉体験の充実</li><li>・町や障がい者団体等との連携強化</li><li>・生活困窮者対策や災害時対策の強化等</li></ul>
神崎郡 自立支援 協議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・神崎郡内での障がい者施策の検討</li><li>・福祉と教育の連携、研修の実施</li><li>・専門部会での協議等</li></ul>

主体	役割の内容
民生委員 児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町や社会福祉協議会と連携した障がいのある人の見守り</li> <li>・福祉学習などへの参加及び広報等</li> </ul>
町民・ 地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの特性に関して理解を深める</li> <li>・地域での支え合い等</li> </ul>
障がいの ある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会の一員として主体的に社会活動に参加</li> <li>・積極的な自己決定等</li> </ul>
障がい者 団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいに対する理解の促進や、障がいのある人やその家族等との交流の場づくり</li> <li>・障がいのある人の社会参加の支援</li> <li>・町や社会福祉協議会と連携した新たな会員の確保、行政への働きかけ等</li> </ul>
障害福祉 サービス 等事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの特性を踏まえた適切なサービスの提供</li> <li>・サービスの質の向上や事業運営の情報公開など公正な運営</li> <li>・県や町との連携</li> <li>・緊急時の受け入れ等</li> </ul>
企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者雇用の積極的な導入</li> <li>・障がいのある人に配慮した職場環境づくりや雇用条件整備、従事可能職種の確保</li> <li>・合理的配慮への柔軟な対応等</li> </ul>
職業自立 センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人の就労支援</li> <li>・企業等への障がいのある人の受け入れ体制の助言等</li> </ul>
神戸医療 福祉大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉、地域医療に関する連携</li> <li>・各種ボランティア活動等への協力等</li> </ul>
姫路 北病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町や事業所と連携したサービス提供の助言</li> <li>・緊急時の受け入れ（短期入院）等</li> </ul>

具体的な計画推進体制のあり方については、「自助・共助・公助」の枠組みで進めます。

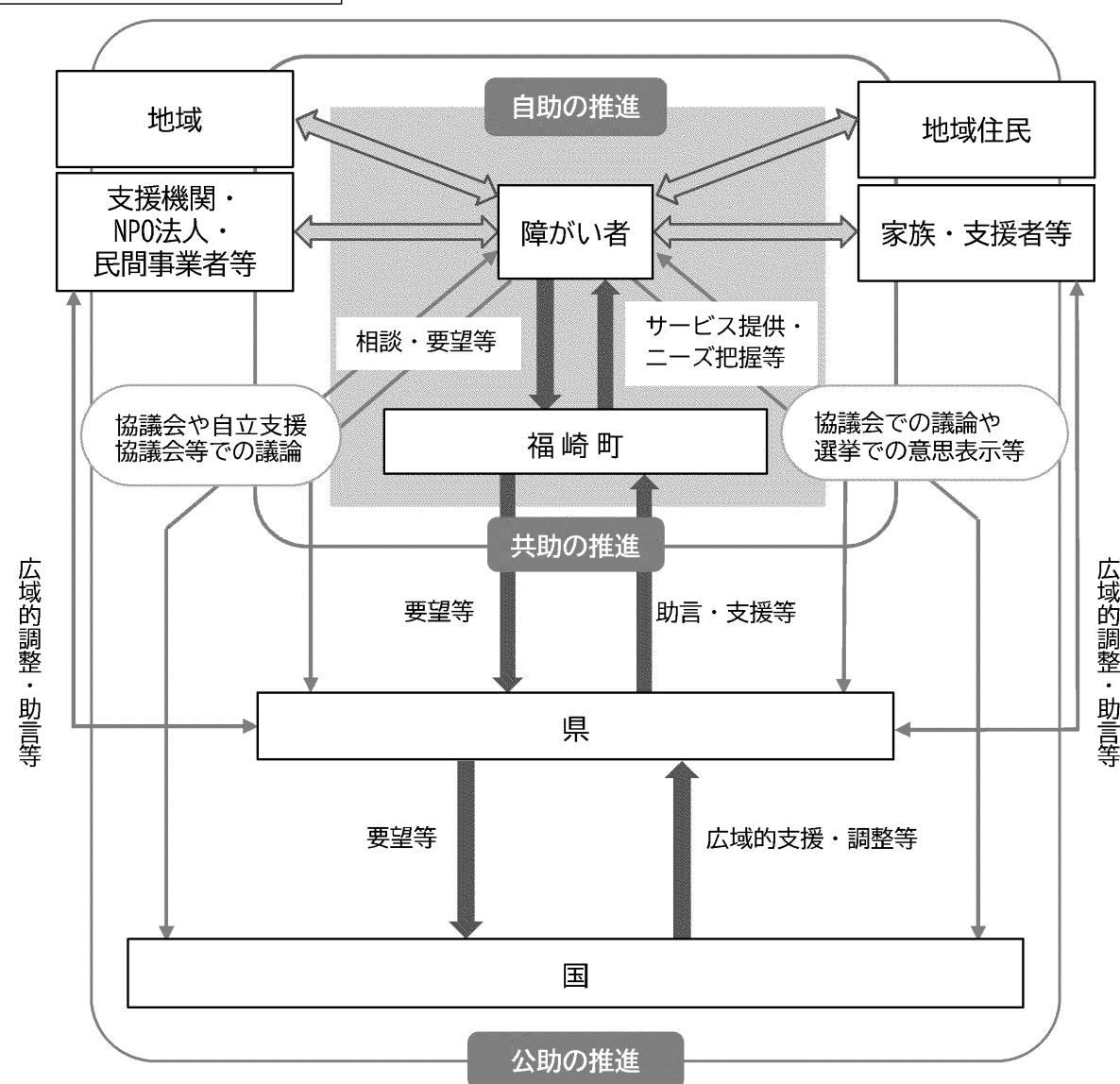
ここでいう「自助」とは、「障がいのある人が自己決定を行い、その目標に向かって歩んでいくこと」を言います。障がいのある人が、必要に応じて支援を受けながら意思決定を行っていく社会を目指します。

「共助」とは、障がい者支援団体やボランティア組織、NPO法人などを育成し、行政や社会福祉協議会などのサービスを補完的に実施していく、障がいのある人を地域で支える体制の推進を目指します。

「公助」とは、本町や県及び国が障がいのある人に寄り添うとともにサービスの向上などを行うものです。

障がいのある人の自助に共助と公助が寄り添い、連携していくことで活力ある「共生社会」の実現に繋げていきます。

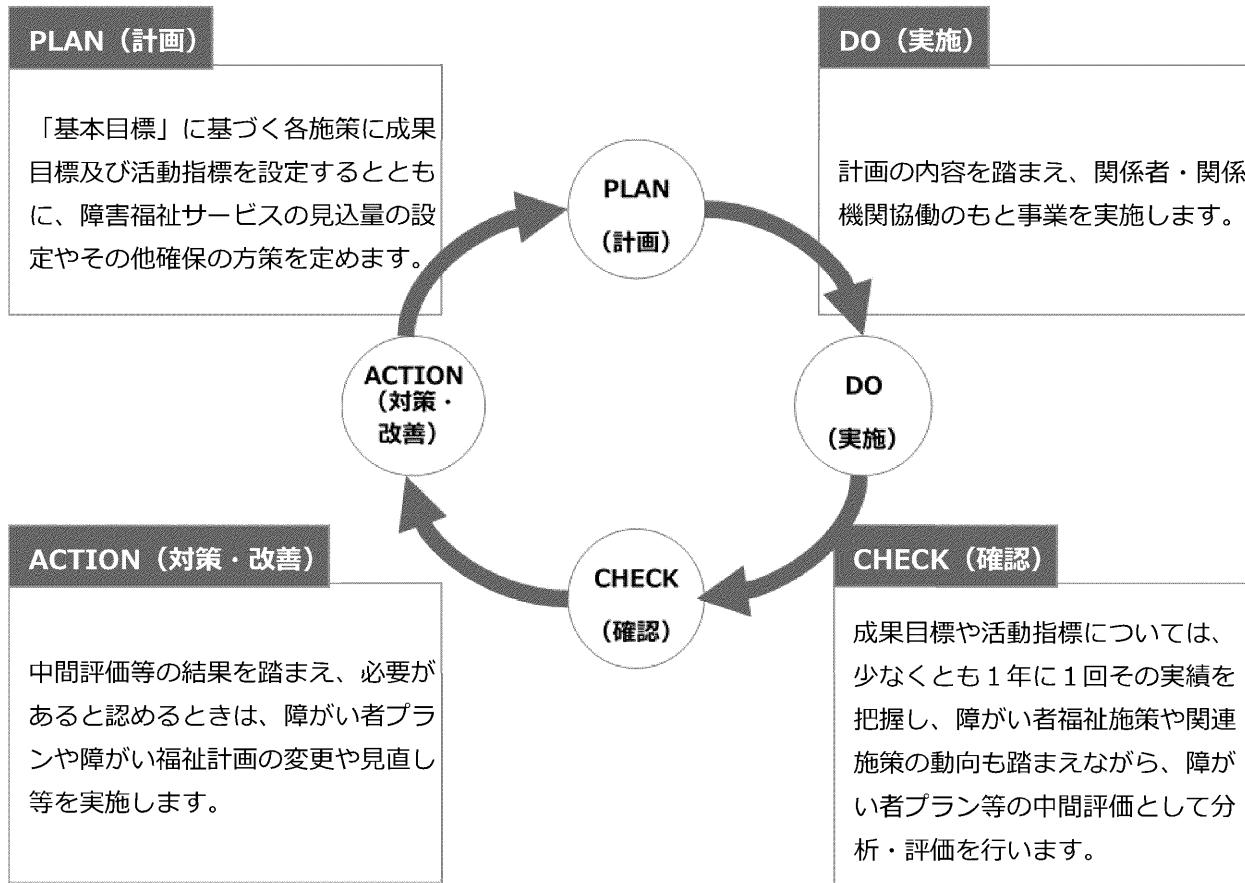
自助・共助・公助の体系図



## 7 本計画の進捗状況の管理・評価

### (1) PDCA サイクル

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに沿って施策を実施します。各年度において、各施策の進捗状況及び成果目標の達成状況などについて点検及び評価を行い、必要に応じて計画を見直し、施策に反映させます。



### (2) 重点事項及び評価指標の設定

基本目標ごとに、重点的に取り組む施策及び評価指標を選定します。

### (3) 第三者評価機関の設置

PDCAサイクルによる評価チェックは、福崎町障害者福祉施策推進協議会で行います。

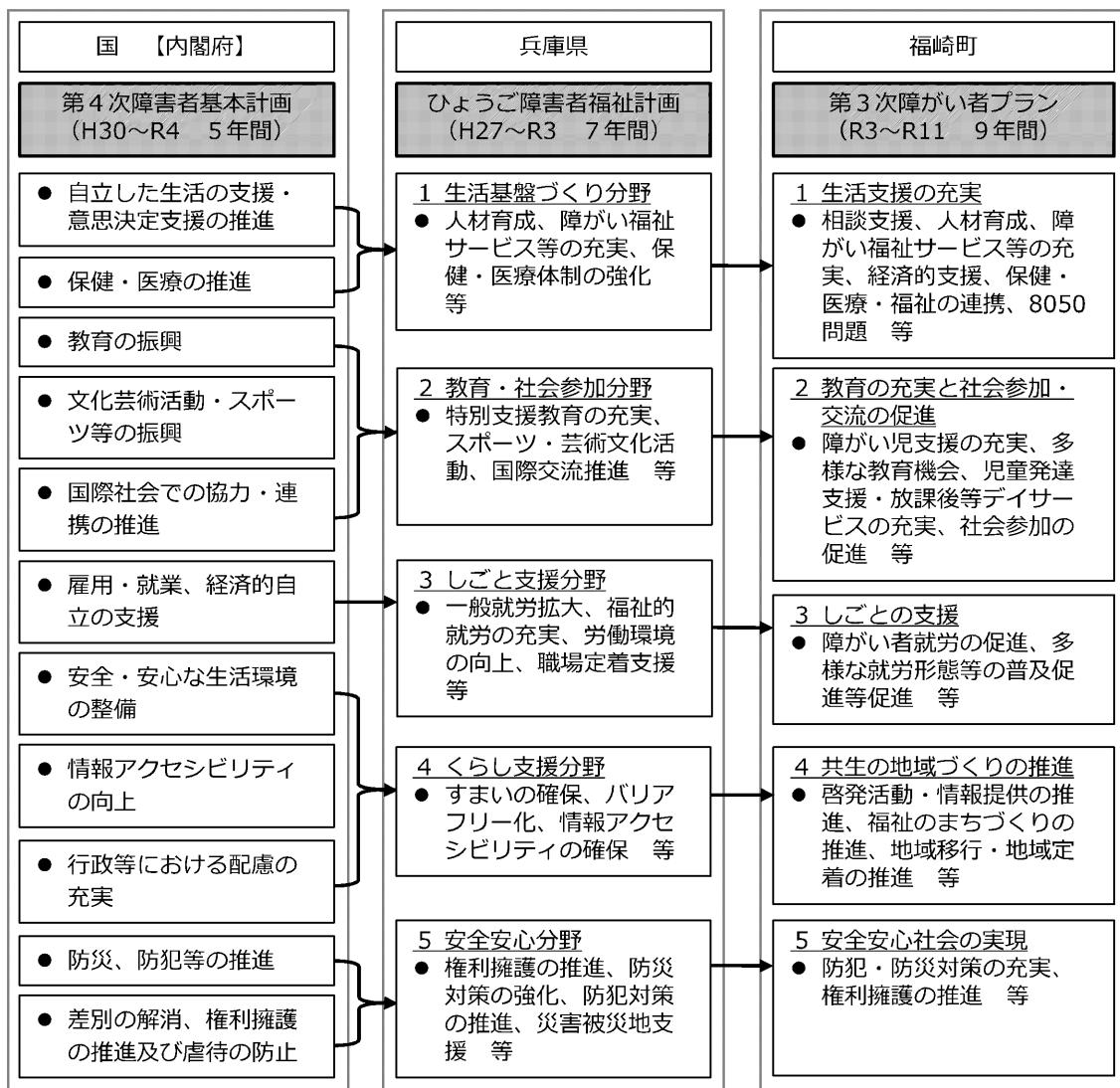
## **第2部 第3次障がい者プラン**

# 第2章 障がい者を取り巻く現状と課題

## 1 本計画で整理する施策分野

県は、国の第4次障害者基本計画における11分野を参考に「ひょうご障害者福祉計画」の中で「生活基盤づくり」「教育・社会参加」「しごと支援」「くらし支援」「安心安全」の5つの分野に編成しています。本計画では、県が設定した5つの分野との比較が容易となるように「生活基盤づくり分野」を「生活支援の充実」、「教育・社会参加分野」を「教育の充実と社会参加・交流の促進」、「しごと支援分野」を「しごとの支援」、「くらし支援分野」を「共生の地域づくりの推進」、「安全安心分野」を「安全安心社会の実現」として合理的な配慮を行うことを前提に、障がい者福祉施策の推進を図っていきます。

【施策分野体系図】

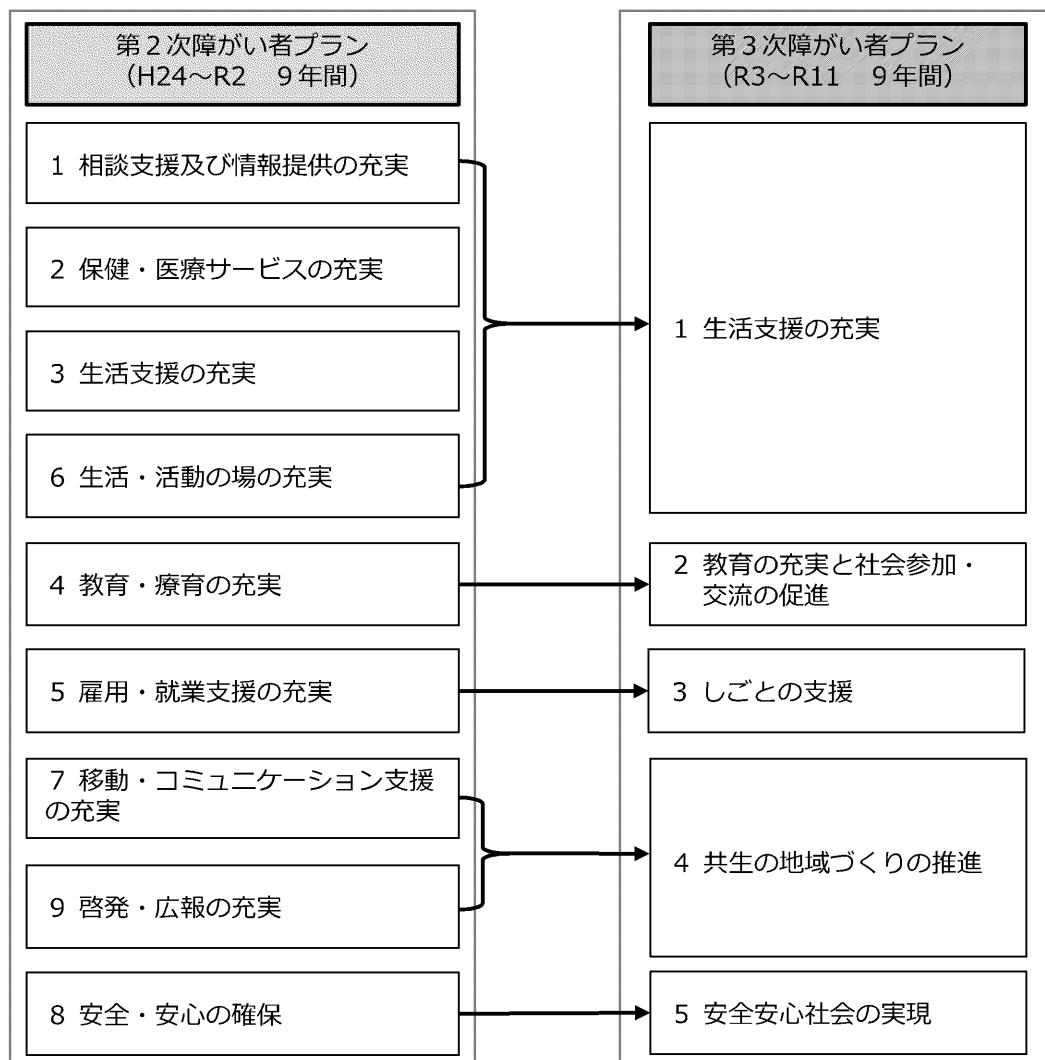


## 2 前計画の施策の成果と課題（平成 24 年度～令和 2 年度）

第 2 次障がい者プランは、平成 24 年度から令和 3 年度までの 10 年間の計画として策定しましたが、今回第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画の改定に合わせて、計画期間を 1 年前倒しして改定を行いました。ここでは、前計画期間中の取り組みに対する主な成果と課題をまとめるとともに、課題については第 3 次障がい者プランに引き継ぎます。

なお、今回の計画改定に伴い、前計画で目標としていた 9 つの障害者福祉施策は、県計画である「ひょうご障害者福祉計画」との比較が容易なように 5 つの分野別施策に集約しました。

### 【施策構成の見直し】



## 1. 相談支援および情報提供の充実 → 1 生活支援の充実へ統合

### (1) 相談支援体制の充実

主な成果	<ul style="list-style-type: none"><li>平成 26 年度に福崎町社会福祉協議会に相談支援業務を委託し、「福崎町障害相談支援センター」を開設しました。また、令和 2 年 10 月には相談者のニーズに合わせた総合的な相談支援の窓口として「福崎町障がい者基幹相談支援センター」を町役場健康福祉課内に設置しました。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>障がいのある人の数は、引き続き増加することが見込まれるとともに、相談内容の多様化や複合化が予想されることから、重層的支援体制を整備するための効果的な相談支援ネットワークの構築を進めていく必要があります。</li><li>高齢障がい者（65 歳を迎える障がいのある人）に介護保険制度の適切かつ早めの説明を行うなど、障がいのある人の暮らしに対して切れ目がない支援となるよう関係機関の連携が必要です。</li></ul>

### (2) 情報提供の充実

主な成果	<ul style="list-style-type: none"><li>障がいのある人に関連する情報提供を行うために、平成 24 年に「福崎町障がい者（児）制度のあらまし」を作成しました。その後もルビの付与などの改良を続けています。</li></ul> <p>また、平成 29 年度には JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA に準拠したホームページの運用を開始し、令和 2 年 6 月からは「広報ふくさき」のテキスト版の提供を開始するなど、Web アクセシビリティの確保を行いました。令和 2 年 9 月からは「福崎町障がい者基幹相談支援センター Facebook」を開始しました。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>ICT（情報通信技術）の活用を含め、広報ふくさき、ホームページ、防災行政無線、SNS など多様な広報媒体を使い、必要な人に必要な情報が届くよう努める必要があります。</li></ul>

## 2. 保健・医療サービスの充実 → 1 生活支援の充実へ統合

### (1) 障がいの早期発見・早期対応

主な成果	●障がいや特別な配慮が必要な子どもの専門相談やケアステーションかんざきの作業療法士（OT）による巡回相談により発達障がいの早期発見・早期支援を行っています。令和元年度からは子ども家庭総合支援拠点を開設し、妊婦と家庭を含む全ての子どもを対象に実態把握、相談支援、サービスの提供、サポートファイルの作成や関係機関と連絡調整等を行い、要支援者の「包括的支援」と「継続的支援」を進めています。
課題	●障がいや特別な配慮が必要な子どものライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援体制を構築するため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を促進する必要があります。

### (2) 健康づくりの推進

主な成果	●生活習慣病などの早期発見や予防のために、がん検診や特定健康診査体制の充実に努め、受診率が平成23年度の31.3%から令和元年度には39.4%に向上了しました。 また、令和元年度から保健センターの土曜日開庁を実施し、住民サービスの向上に努めました。
課題	●健康診査等を充実させるとともに心の健康づくりのために、関係機関との連携を強める必要があります。

### (3) リハビリテーションの充実

主な成果	●通所リハビリテーションなどの利用促進を図り、予防に一定の効果が見られました。
課題	●今後も予防のために訪問も可能なリハビリテーションも視野に入れ充実させていく必要があります。

### (4) 医療費助成の充実

主な成果	●障がいのある人について、障害者手帳交付時に制度説明を行うとともに指定医療機関や関係機関との連携を行い、医療費助成制度や自立支援医療制度の周知を行い、助成の充実や給付を行いました。
課題	●今後も適切な助成を実施していく必要があります。

### 3. 生活支援の充実 → 1 生活支援の充実 へ統合

#### (1) 障害福祉サービスの充実

主な成果	<ul style="list-style-type: none"><li>●日中活動系サービスとして就労継続支援事業所や放課後等デイサービス事業所などが開設されました。 また、福崎町社会福祉協議会とも連携し、介護保険サービスと障害福祉サービスの「共生型サービス」も取り入れました。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>●障がいのある人の希望する地域での生活を実現するため、日常生活におけるサービス量の確保に努める必要があります。重度訪問介護や行動援護、移動支援を提供するサービス事業者が少なく、事業者へ参入の働きかけを行うことが必要です。</li></ul>

#### (2) 地域生活移行支援の充実

主な成果	<ul style="list-style-type: none"><li>●関係機関と連携し、長期入院患者の退院などの地域移行支援に取り組みました。障がいのある人の居宅訪問による家事等の支援や相談・助言などによる自立支援や、グループホーム入居者に対しては家賃助成を行い、入居者の負担軽減を行いました。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>●今後、より地域生活移行が進むことが予想されるため、社会資源の開発や相談支援体制の充実、地域に対する理解を求める必要があります。</li></ul>

#### (3) サービスの質の確保・向上

主な成果	<ul style="list-style-type: none"><li>●支給決定の透明化のために神崎郡障害支援区分認定審査会を開催しています。また、サービスの質の確保・向上のためにケース会議や研修会の開催に努めています。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>●相談支援専門員の質の向上を図るための研修受講を継続するとともに、第三者評価事業の実施などの周知を図っていく必要があります。</li></ul>

#### (4) 経済的な支援の充実

主な成果	<ul style="list-style-type: none"><li>●各種の支援制度の案内・周知に努め、対象となる手当受給、制度加入を促進しました。また、障害者手帳所持者は、文化センターの利用料の減免、体育館トレーニング室の利用が無料なので、障がいのある人の文化・スポーツ活動の推進が図られています。</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>●経済的な支援について、引き続き制度周知に努める必要があります。</li></ul>

## 4. 教育・療育の充実 → 2 教育の充実と社会参加・交流の促進へ移行

### (1) 療育体制の充実

主な成果	●保健・療育・教育の各関係機関による学校巡回訪問及びカンファレンスを継続して実施し、情報共通や支援方針の決定が図られています。
課題	●引き続き各関係機関の連携を行い、療育体制の強化を図る必要があります。

### (2) 特別支援教育の充実

主な成果	●学校と保健センター及びケアステーションかんざき等の関係団体や姫路特別支援学校と連携し、支援が必要な児童生徒への支援方法について助言などを受けることで、適正な就学指導が行われています。また、必要に応じて特別な配慮が必要な児童生徒に対して、個別の教育支援計画及び指導計画を作成し個々の特性に対応した支援体制が図られています。 ●教職員は、特別支援教育にかかる研修に参加しています。また、各学校に配置されている特別支援担当のコーディネーター教員等を対象とした連絡会を開催し、指導力向上に努めています。
課題	●引き続き特別支援学級の整備拡充や、支援が必要な個々の児童生徒に対して教職員の指導力や資質の向上を促すとともに、教育と福祉の連携に関する協議の場を設けることが必要となります。 また、福崎町学校施設等長寿命化実施計画に沿って計画的な大規模改修の際に、学校全体のバリアフリー化を全ての学校で進めていきます。

### (3) 児童発達支援、放課後等デイサービスの充実

主な成果	●平成30年度、町内に放課後等デイサービス事業所が2か所開設され、生活の身近な場で療育を受けることができるようになりました。個々のニーズに応じた適切な療育が受けられるよう、サービス事業所と町の連携支援体制を進めています。 また、保健・療育・教育の各関係機関による学校巡回訪問及びカンファレンスを継続して実施し、情報共有や支援方針の決定が図られています。
課題	●町内には児童発達支援センターがなく、医療的ケア児、重症心身障がい児に対する支援体制が不十分であることから今後対策が求められます。

## 5. 雇用・就労支援の充実 → 3 しごとの支援へ移行

### (1) 一般就労の支援

主な成果	●職業自立センターによる就労相談会の実施や、就労移行支援・就労定着支援の利用促進を行い、一般就労に対する支援を行いました。
課題	<p>●法定雇用率達成のため、企業の取り組みが進む中、より効果的な就労支援を行うために、ハローワーク、特別支援学校、支援施設などと行政との情報共有をはじめとしたネットワークを構築し、共通基盤の形成を図るとともに、制度周知などを行うことが必要です。</p> <p>また、テレワークなどを活用した障がい者雇用を進めることが求められます。</p>

### (2) 福祉的就労の支援

主な成果	<p>●障がいのある人それぞれの作業レベルにおいてスキルアップを目指すことでトライアル雇用、一般雇用へと繋がっています。</p> <p>本町は、平成 25 年度に障害者優先調達推進方針を作成し、福崎駅前や辻川界隈などの公衆トイレの清掃や役場庁舎玄関の窓拭きなどを発注しています。</p> <p>また、令和 2 年度からは町内の就労継続支援事業所を対象として役場のロビーを解放する「ふく咲マーケット」の実施や庁舎内での授産品販売「オフィス峰の会」を開始し、販売支援を行っています。</p>
課題	●就労の継続・定着のためのフォローアップ体制が整っていないことから離職が生じているため、体制整備が必要です。また、新たな感染症の流行でイベントの中止や下請け作業の削減で売り上げの減少した事業所に対し支援の方法を検討する必要があります。

### (3) 多様な就労形態の普及

主な成果	●就労相談があれば、ハローワークや職業自立センターひめじを紹介し、就労に繋げています。
課題	●地力で通勤できない障がいのある人や、ポストコロナ社会を見据えたオンライン対応や、リモートワーク・テレワークなど ICT（情報通信技術）の活用を本格的に実施していくことが必要です。

## 6. 生活・活動の場の充実 → 1 生活支援の充実 へ統合

### (1) 生活の場の充実

主な成果	●グループホームの利用が徐々に増え、障害者支援施設や親亡き後を見据えた圏域での地域移行が徐々に進んでいます。
課題	<p>●障がいのある人の共同生活（グループホーム）やひとり暮らしは、その地域に暮らす方々の理解と協力が必要不可欠ですが、まだ十分といえません。地域生活を統合的に支援するための地域包括ケアシステムの導入が求められます。</p> <p>また、地域活動支援センターの設置を今後、神崎郡圏域で検討していく必要があります。</p>

### (2) 住宅の確保

主な成果	●障がいのある人が、住み慣れた住宅で安心して暮らすための住宅改修に対し費用の一部を助成し、地域での生活維持に繋がっています。 (人生いきいき住宅助成事業・日常生活用具給付等事業)
課題	●住宅の入居等支援事業（居住サポート事業）は実施できていません。今後、制度の実施を目指し、地域生活の支援に努める必要があります。

### (3) 余暇活動の支援

主な成果	●生涯学習活動では、図書館で録音図書や点字図書の充実を図っています。また、障がいのある人の学習活動として「くすの木学級」を文化センターで実施しています。 スポーツ活動等の支援については、「ゆうあい運動会」「障がい者野外活動」などに助成金を支出し、障がい者団体の活動を支援しています。
課題	●「くすの木学級」については、参加者が固定的になる傾向があり、幅広い参加のための周知が望まれます。 余暇活動の主宰者や団体に向けて、具体的な支援内容の周知・広報が必要であり、障がいのある人がバリアなく社会参加できるよう支援していくことが大切です。

## 7. 移動・コミュニケーション支援の充実→4 共生の地域づくりの推進へ統合

### (1) 福祉のまちづくりの充実

主な成果	●本町の歩道などの段差の解消や誘導用ブロックの設置、視覚障がいのある人に配慮した信号機の設置、多目的トイレの設置などを進めました。新たに建設された公共施設や幼稚園ではバリアフリー化が進みました。 ●「こころのバリアフリー」については、福崎町社会福祉協議会による福祉体験教室などの実施や兵庫県事業のヘルプマークの普及・ゆずりあい駐車場制度の利用促進を行うことができました。
課題	●公共施設や道路等についてもバリアフリー化を進める必要があります。引き続き「こころのバリアフリー」の啓発を推進し、ボランティア参加等の協力を呼びかけるなど、行政と住民の連携が求められます。

### (2) 交通バリアフリーのまちづくり

主な成果	●福崎駅周辺整備事業の進捗により、福崎駅までのアクセスの向上及び点字ブロックの設置などバリアフリー化が進みました。
課題	●公共交通機関では、JR福崎駅へのエレベーター設置についての要望活動が引き続き必要です。また、ノンステップバスの導入、視聴覚障がいのある人に配慮した構内放送や掲示板の整備を、事業者とも調整を行なながら進めていく必要があります。

### (3) 移動支援の充実

主な成果	●障がいのある人の自動車免許取得に要する費用の補助を行いました。また、移動支援事業についても実施し、社会参加に繋がっています。
課題	●移動支援事業については、神崎郡内にも事業所が少ないため、新規事業所の開拓などが必要となります。

### (4) コミュニケーション支援・情報のバリアフリーの充実

主な成果	●聴覚に障がいのある人に手話通訳者等の派遣を行い、コミュニケーション支援を行っており、役場窓口にヒアリングループを設置しました。令和2年度からは神崎郡合同の手話奉仕員養成講座を開催しています。
課題	●手話通訳者や要約筆記者の派遣がより円滑に行われるための検討が必要となります。ICT（情報通信技術）の活用を含め、どのような方法や媒体での情報提供が好ましいか検討を続けることが必要となります。

## 8. 安全・安心の確保 → 5 安全安心社会の実現 へ移行

### (1) 防犯・防災対策の充実

主な成果	●自立（律）のまちづくり事業として、自治会と協力しながら「避難行動要支援者名簿」に基づく「個別支援計画」を作成し、防災訓練を実施するなど「防災と福祉の連携」が進んできました。
課題	●福祉施設における避難マニュアルの整備支援、障がいのある人のための避難所の整備における医療機関・保健機関との連携を進める必要があります。 また、令和3年度以降に防災行政無線戸別受信機を希望世帯に配布し、防災力の向上に努める必要があります。

### (2) 権利擁護対策の充実

主な成果	●平成24年10月に、障害者虐待防止法の施行を受けて町役場健康福祉課内に「福崎町障がい者虐待防止センター」を設置し、虐待に対する相談に対応しています。 平成25年4月からは、香翠寮と、虐待についての一時保護業務委託契約を締結し、緊急時の受け入れ体制の整備が出来ています。 令和2年10月には福崎町障がい者基幹相談支援センターを開設し、関係機関と連携した権利擁護対策の充実が進みました。
課題	●成年後見制度の普及啓発について今後進めていく必要があります。また、虐待防止センターや基幹相談支援センター業務の幅広い広報が必要となります。 権利擁護については、理解啓発や合理的配慮の提供といった取り組みを行っていく必要があります。

## 9. 啓発・広報の充実 → 4 共生の地域づくりの推進へ統合

### (1) 住民への啓発

主な成果	●人権週間に開催される人権フェスティバル会場で、障害者差別解消法を記したポケットティッシュの配布と、ヘルプマーク等の認知向上を図りました。また、令和2年度には障害者週間についての啓発ポスター募集や福祉用品の展示、就労継続支援事業所による「ふく咲マーケット」の開催による啓発を行いました。
課題	●障がいのある人が地域で安心して暮らせるように「障害者基本法」「障害者週間」や「障害者差別解消法」についての広報・啓発活動を積極的に実施していく必要があります。また、住民参加と障がいのある人の交流に向けてイベントなどを実施していく必要があります。

### (2) 教育における啓発

主な成果	●学校で盲導犬についての学習や、車椅子・アイマスク体験、募金活動などを福崎町社会福祉協議会とも協力しながら実施しました。 また、役場内でも障害者差別解消法の理解と視覚・聴覚障がいの理解と疑似体験、高次脳機能障がい等に対する理解研修の実施や、民生委員児童委員、福祉委員などを対象とした研修会を実施しました。 ●交流教育は、クラスなどの分け隔てなく実施しています。
課題	●引き続き、学校教育現場での交流教育や体験学習が必要です。また、知的障がいや精神障がいのある人についての福祉教育を実施していくことが必要です。町民に対しては、出前講座の積極的な活用を促すなど福祉教育を進めて行くことが大切です。

### (3) ボランティア活動の促進

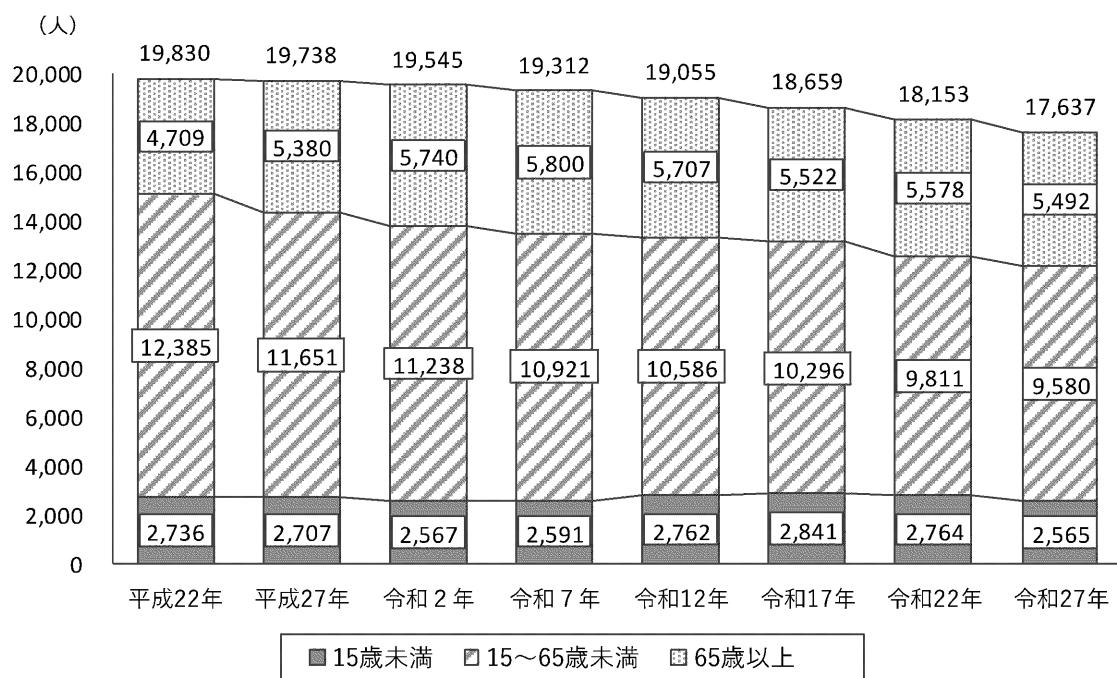
主な成果	●福崎町社会福祉協議会と協力しながら、積極的なボランティアの要請や活用を実施しています。また、令和2年度には神崎郡手話奉仕員養成講座を実施しました。
課題	●引き続き、ボランティアセンターを核とした障がい福祉に携わるボランティアの養成や、ボランティア活動の促進を福崎町社会福祉協議会や神戸医療福祉大学、関係団体などと連携を行っていくことが大切です。

### 3 障がい者の現状

#### (1) 本町の人口の推移及び推計

福崎町の総人口は、令和2年まで減少傾向にありましたが、令和7年以降も同様の傾向が続くことが予想されます。

図1 福崎町 将来人口の推計



(出典) 平成17年～平成27年まで：総務省「国勢調査」、令和2年以降：福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略【第2期】の人口推計結果

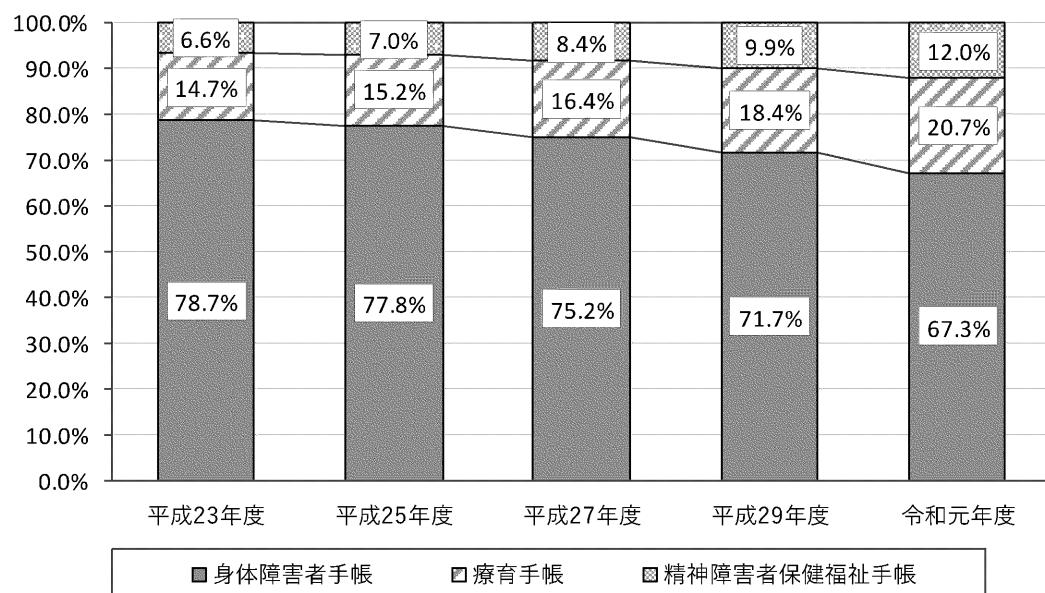
## (2) 障害者手帳所持者数の推移

平成 23 年度の第 2 次障がい者プラン策定時からの障害者手帳所持者の推移をみると、身体障害者手帳所持者は減少傾向にありますが、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。平成 23 年度を 100 とした場合、令和元年度では約 110.8 となっています。

表 1 障がい者（児）数の推移

	平成 23 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 29 年度	令和元年度
身体障害者手帳	689	708	700	693	653
療育手帳	129	138	153	178	200
精神障害者保健福祉手帳	58	64	78	96	118
障害者手帳所持者総数 (重複所持含む)	876	910	931	967	971
指数 (平成 23 年度=100)	100	103.9	106.3	110.4	110.8

図 2 障害手帳所持者の種別の割合の推移



資料：健康福祉課（各年度 3 月 31 日時点）

- 平成 23 年度は第 2 次障がい者プラン策定前年、平成 25 年度は第 4 期障がい福祉計画策定前年、平成 27 年度は中間年、平成 29 年度は第 5 期障がい福祉計画策定前年、令和元年度は第 3 次障がい者プラン策定前年となります。

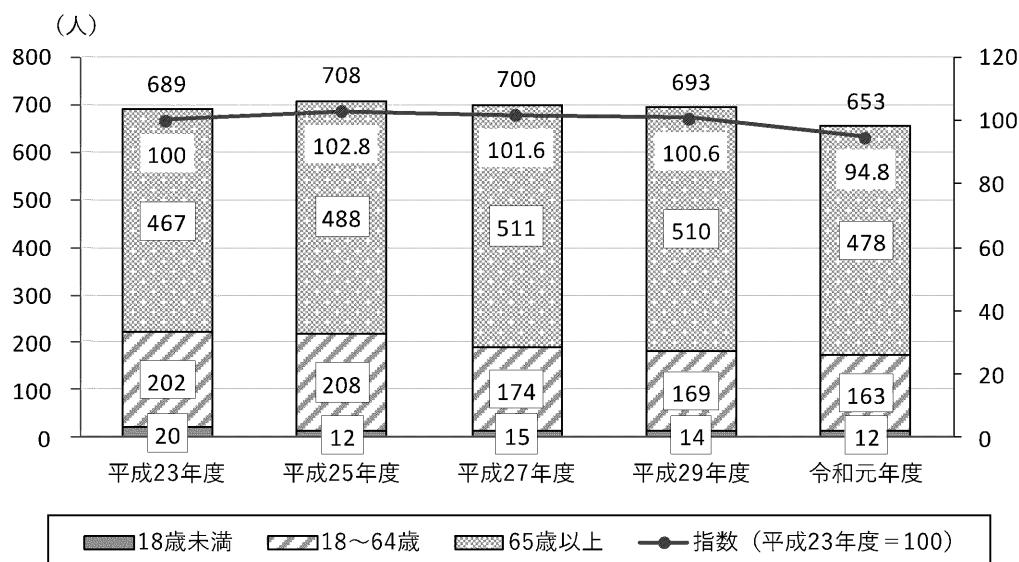
（以下の推移データも同様とします。）

### (3) 身体障害者手帳所持者の状況

#### ①年齢層別

本町の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、緩やかな減少傾向となっており、令和元年度は653人となっています。年齢層をみると、65歳以上が全体の約7割を占めています。

図3 年齢層別 身体障害者手帳所持者数の推移

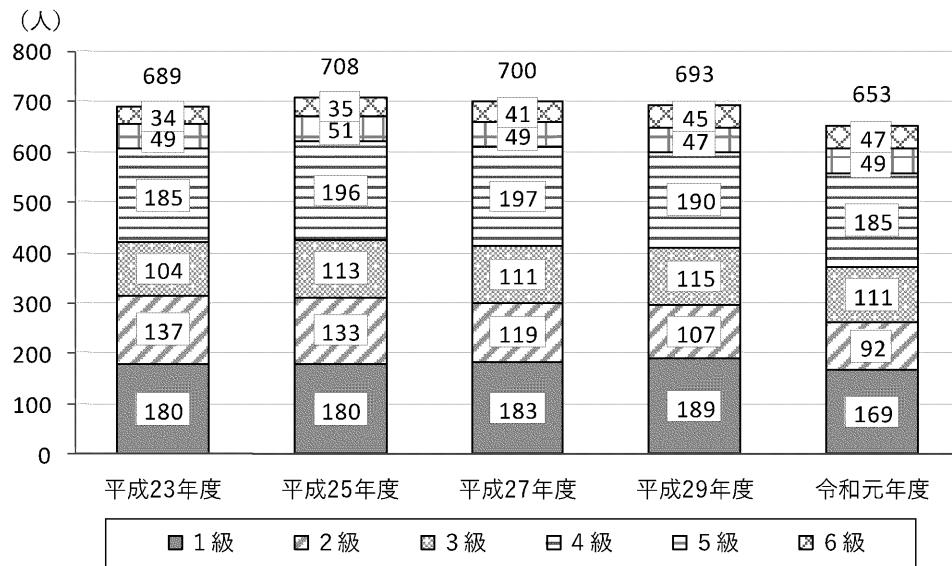


資料：健康福祉課（各年度3月31日時点）

#### ②等級別

身体障害者手帳所持者を等級別にみると、いずれの年度も「4級」が最も多くなっています。「1級」と「2級」を合わせた重度の障がいのある人は、令和元年度では261人となっています。

図4 等級別 身体障害者手帳所持者数の推移

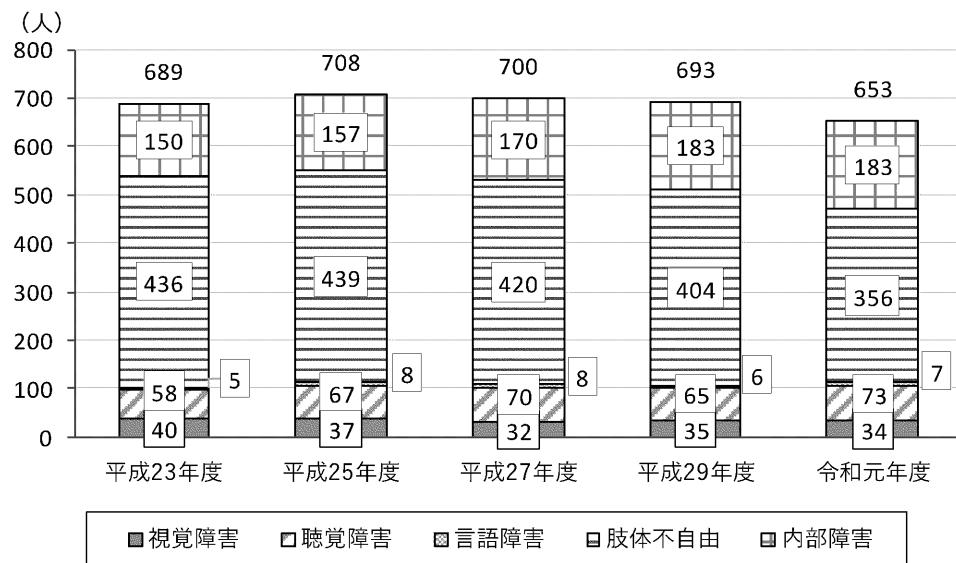


資料：健康福祉課（各年度3月31日時点）

### ③障がい種別

身体障害者手帳所持者を障がい種別にみると、いずれの年度も「肢体不自由」が最も多く、令和元年度では356人となっています。

図5 障がい種別 身体障害者手帳所持者数の推移



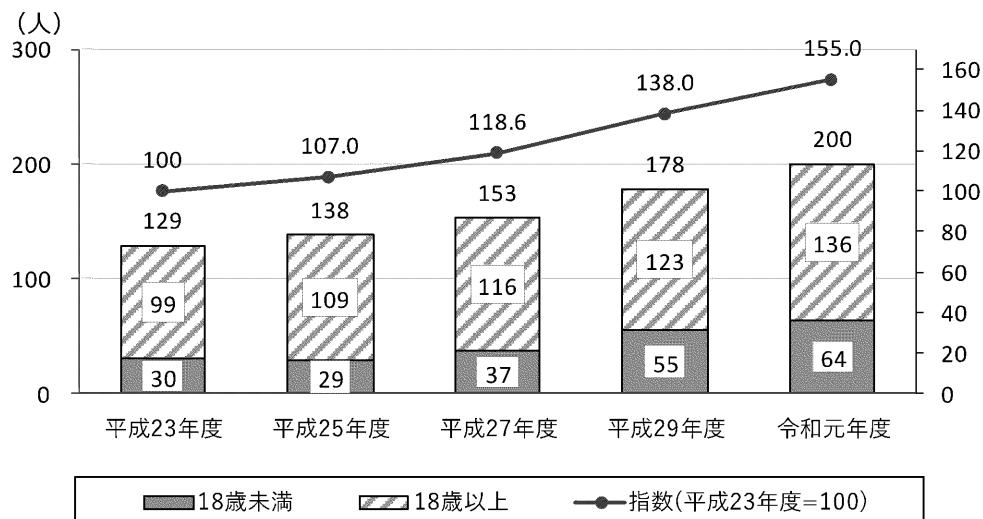
資料：健康福祉課（各年度3月31日時点）

## (4) 療育手帳所持者の状況

### ①年齢層別

療育手帳所持者数の推移をみると、年々増加しており、令和元年度では200人となっています。年齢層別では、令和元年度「18歳未満」の所持者数が平成23年度と比べて約2倍の増加となっています。

図6 年齢層別 療育手帳所持者数の推移

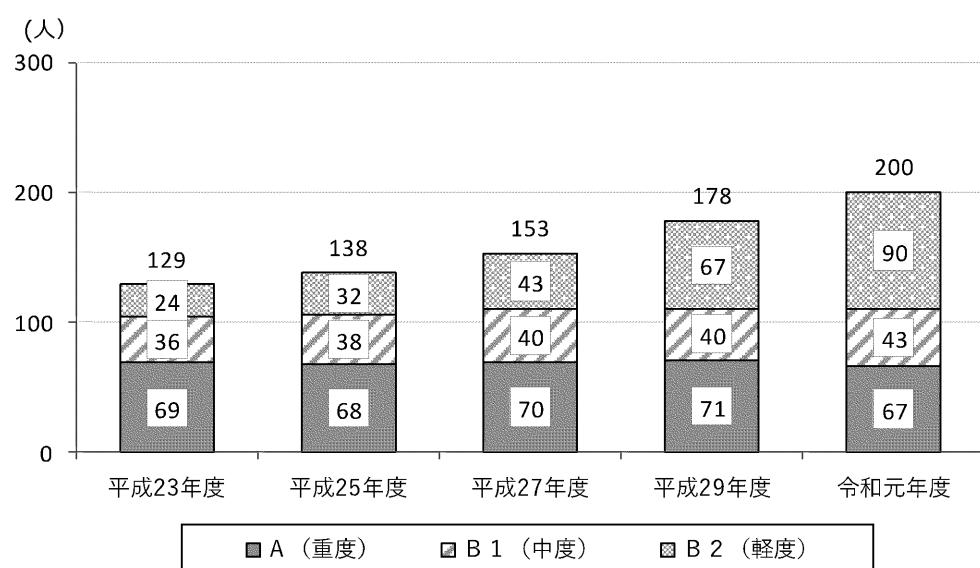


資料：健康福祉課（各年度3月31日時点）

### ②判定別

療育手帳所持者を判定別にみると、「B2（軽度）」判定の増加傾向が続いている。

図7 判定別 療育手帳所持者数の推移



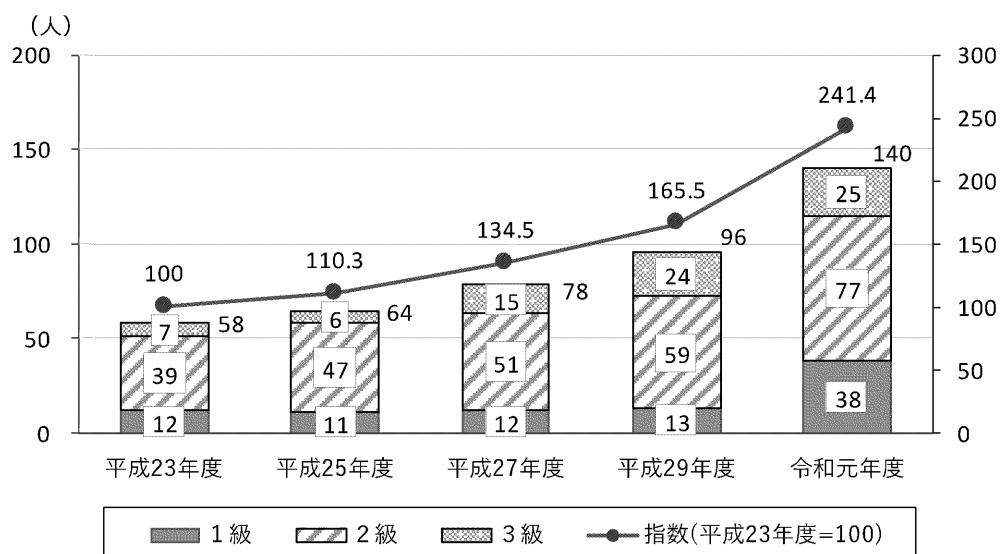
資料：健康福祉課（各年度3月31日時点）

## (5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健手帳所持者数の推移をみると、年々増加しており、令和元年度では140人となっています。

等級別にみると、「2級」が最も多く、令和元年度では全体の約5割を占めています。

図8 等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

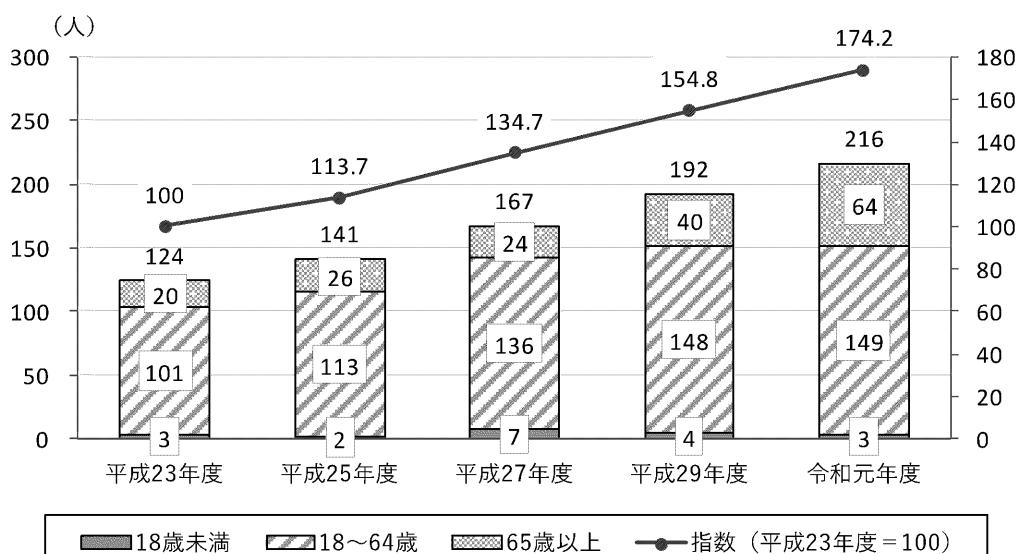


資料：健康福祉課（各年度3月31日時点）

## (6) 自立支援医療費申請者の状況

自立支援医療費申請者数の推移をみると、年々増加しており、平成23年度に比べて令和元年度では、約1.7倍の申請者の増加となっています。

図9 自立支援医療費申請者数の推移

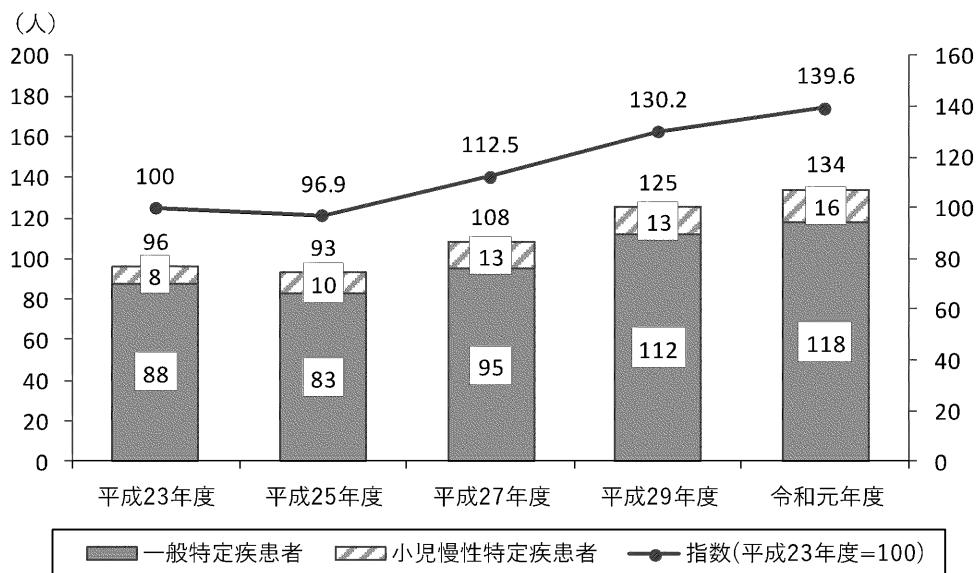


資料：健康福祉課（各年度3月31日時点）

## (7) 「特定医療費（指定難病）受給者数の状況

「特定医療費（指定難病）受給者数の推移をみると、平成 27 年度以降の増加の割合が大きくなっています。

図 10 「特定医療費（指定難病）受給者数の推移



資料：平成 23-令和元年度：中播磨保健所（各年度 3 月 31 日時点）

※ 平成 26 年 12 月 31 日まで特定疾患医療費助成制度による受給者数（平成 27 年 1 月 1 日以降はスモン等 4 疾患を除き「指定難病医療費助成制度」に移行）

## (8) 障がいのある児童・生徒の状況

令和元年度5月1日時点の認定こども園の障がいのある子どもの在籍数は27名です。平成25年度から30名前後を推移しています。

特別支援学級の令和元年度の在籍状況は、小学校は46名、中学校は12名となっています。

県内の特別支援学校には、令和2年度4月時点で20名が通っています。

表2 認定こども園の障がい児在籍状況

		平成23 年度	平成25 年度	平成27 年度	平成29 年度	令和元 年度
認定こども園 ※	在籍児数	540	597	615	632	636
	障がい児数	8	31	30	24	27
	加配保育士数	5	13	13	16	10

資料：平成23-令和元年度 学校教育課（5月1日時点）

※ 平成23、25年は保育園と幼稚園合計値を示す

※ 加配保育士数については、対象児童の障がい程度により増減する。

表3 特別支援学級の在籍者状況

		平成23 年度	平成25 年度	平成27 年度	平成29 年度	令和元 年度
小学校	学校数	4	44	4	4	4
	設置校数	3	4	4	4	4
	学級数	7	9	12	14	14
	児童数	15	20	29	45	46
中学校	学校数	2	2	2	2	2
	設置校数	2	2	2	2	2
	学級数	3	5	5	5	4
	生徒数	5	10	12	13	12

資料：平成23-令和元年度 学校教育課（5月1日時点）

表4 令和2年度 特別支援学校の在籍者状況

	小学部	中学部	高等部	合計
県立姫路特別支援学校	6	2	7	15
県立播磨特別支援学校	0	0	2	2
県立和田山特別支援学校	0	0	0	0
姫路市立書写養護学校	0	0	1	1
姫路聴覚特別支援学校	1	1	0	2

資料：学校教育課（令和2年4月1日時点）

## (9) 法定雇用率が適用される県・町の機関における雇用状況

	①法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数(人)	②障がい者数(切り捨て)(人)	③実雇用率(%)	④不足数(人)
兵庫県 (知事部局)	7,113.5	182	2.56	0
※福崎町 (町長部局)	126.5	(3.16) 3	2.37	0
※福崎町 (教育委員会)	63.5	(1.58) 1	1.57	0

資料：兵庫労働局（令和元年6月1日時点）

(注)

- ①算定基礎職員数：職員総数から除外職員数及び所外率相当職員数を除いた数
- ②障がい者数：身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の計。なお短時間職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、法律上、1人を2人に相当するものとして、ダブルカウントしている。精神障がい者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
- ④不足数：①算定基礎職員数×法定雇用率（2.5%）－②在籍障がい者数 によって得た数。これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

※本町については、令和元年6月1日時点で町長部局及び教育委員会とも障がい者雇用率は達成している。

### ○法定雇用率の変遷（平成10年以降）

施行時期	国及び地方公共団体 教育委員会	民間企業	特殊法人
平成10年4月	2.1% 2.0%	1.8%	2.1%
平成25年4月	2.3% 2.2%	2.0%	2.3%
平成30年4月	2.5% 2.4%	2.2%（45.5名以上）	2.5%
令和3年3月	2.6% 2.5%	2.3%（43.5名以上）	2.6%

出典：厚生労働省「労働政策審議会障害者雇用分科会（令和2年3月）」資料抜粋

## 4 障がい者福祉施設の現状

令和2年3月末時点で、郡内にある障がい者福祉施設の状況は、前プラン策定時点（平成24年3月末）と比較すると、相談支援事業所は町内の福崎町第2デイサービスセンター内に障がい者相談支援事業所が平成26年4月に、障がい児相談支援事業所が令和3年3月に開設したことにより、町民に対する相談支援体制が充実しました。

介護給付事業所は、現状のニーズは具備している状況です。

訓練等給付事業所については、就労継続支援A型事業所は、平成24年度には事業所がありませんでした。9年間で2事業所が開設されましたが、ニーズに比較しやや不足しています。

就労継続支援B型事業所についても、5事業所から7事業所に増えました。しかし、現在就労移行支援や就労定着支援事業所が神崎郡内にはないため、設置が求められています。

障がい児通所支援事業所は、平成30年度に町内に児童発達支援事業所が1か所、放課後等デイサービス事業所が2か所新設されサービスの向上が図られました。なお、児童発達支援センターは、設置を目指してきましたが、現時点では設置に至っていません。

地域生活支援事業については、必須事業となっている移動支援事業について、事業採算性の面から廃止された事業所があり、障がいのある人の移動に関するサービス事業所が少ない状況となっています。

地域活動支援センターは、必要性を検証してきましたが現時点では設置に至っていません。

任意事業である日中一時支援事業所は、神崎郡内に2事業所あります。

障害福祉サービスは、町内だけで網羅することは難しいため、神崎郡域や姫路市、加西市など近隣市町などとも協力・連携しながらニーズに合わせたサービス提供を行っていく必要があります。

## 都内（町内）の主な障がい者福祉施設数の推移

(単位：箇所)

### ● 障害福祉サービス事業所

サービス種類		H24.3末	R3.3末	増減
相談支援	障がい者相談支援	4 (2)	6 (2)	+2 (0)
	障がい児相談支援	0 (0)	4 (1)	+4 (+1)
介護給付	訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	7 (4)	8 (5)
		重度訪問介護	7 (4)	7 (4)
		同行援護	0 (0)	1 (0)
		行動援護	2 (0)	1 (0)
	日中活動系	短期入所（ショートステイ）	2 (1)	3 (1)
		生活介護	3 (2)	5 (3)
	施設系	施設入所支援	1 (1)	1 (1)
	訓練等給付	自立生活援助	0 (0)	0 (0)
		共同生活援助（グループホーム）	2 (2)	2 (1)
		自立訓練（機能訓練、生活訓練）	0 (0)	0 (0)
		就労移行支援	0 (0)	0 (0)
		就労継続支援 A型	0 (0)	2 (1)
障がい児支援	就労系	就労継続支援 B型	5 (2)	7 (2)
		就労定着支援	0 (0)	0 (0)
	児童発達支援	児童発達支援	0 (0)	2 (1)
		放課後等デイサービス	0 (0)	4 (2)
	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	0 (0)	0 (0)
		居宅訪問型児童発達支援	0 (0)	0 (0)

### ● 地域生活支援事業所

サービス種類		H24.3末	R3.3末	増減
必須事業	移動支援	3 (1)	3 (1)	0 (0)
	地域活動支援センター	0 (0)	0 (0)	0 (0)
任意事業	日中一時支援	2 (1)	2 (1)	0 (0)

## 5 アンケート調査結果の概要

本計画を策定するための基礎資料として、障がいのある人の暮らしの状況や課題、サービスに対する希望・要望のほか、町民の障がいのある人との関わりや障がい者福祉に対する関心及び障害福祉サービス事業者のサービス提供現状や一般企業での障がい者雇用の現状などを把握することを目的として、以下の4種類のアンケートを実施しました。

### (1) 調査の概要

#### ○調査対象・回収結果

区分	人数および箇所	有効回答数	有効回収率
(1) 障害者手帳所持者・障害福祉サービス利用者	計 1,183 名	598 名	50.5%
(2) 一般住民：18歳以上年代別無作為抽出	計 800 名	322 名	40.3%
(3) 障害福祉サービス等事業所（福祉サービスのしおり）	119 事業所	69 事業所	58.0%
(4) 従業員 45.5名以上の町内企業	43 社	26 社	60.5%

○調査期間：令和2年8月11日～9月4日

○調査方法：調査票による本人又は事業所等担当者の記入方式（障害者手帳所持者・障害福祉サービス利用者本人が記入できない場合は介護者等による代理記入）

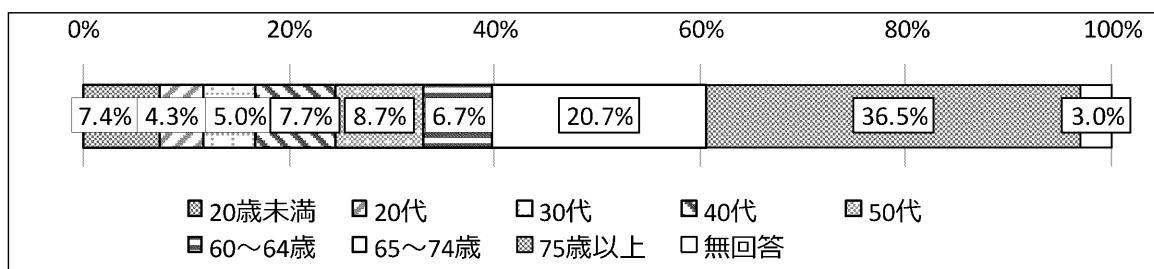
### (2) 結果の概要

※複数回答設問では、当該設問に回答すべき回答者数を分母として選択肢ごとにそれぞれ構成比を求めており、構成比の合計は、通常 100.0%にはなりません。

#### ① 障害者手帳所持者・障害福祉サービス利用者

##### 1 回答者の属性について

- 回答いただいた598名の性別は、「男性」が49.5%、「女性」が47.8%となっています。
- 回答者の年齢は、「75歳以上」が36.5%で最も多く、次いで「65～74歳」が20.7%、「50代」が8.7%となっています。



- 障害者手帳を所持する方の人数を手帳別にみると、「身体障害者手帳」は 59.2%、「療育手帳」は 15.3%、「精神障害保健福祉手帳」は 9.2%となっています。
- 「指定難病・小児慢性特定疾病受給者証」を所持する人は 7.2%、「自立支援医療（精神通院医療）受給者証」を所持する人は 8.5%となっています。

手帳種別	回答数	構成比	
身体障害者手帳 1 級	95	15.9%	59.2%
身体障害者手帳 2 級	60	10.0%	
身体障害者手帳 3 級	55	9.2%	
身体障害者手帳 4 級	99	16.6%	
身体障害者手帳 5 級	22	3.7%	
身体障害者手帳 6 級	23	3.8%	
療育手帳 (A)	26	4.3%	15.3%
療育手帳 (B1)	21	3.5%	
療育手帳 (B2)	45	7.5%	
精神障害者保健福祉手帳 1 級	6	1.0%	9.2%
精神障害者保健福祉手帳 2 級	38	6.4%	
精神障害者保健福祉手帳 3 級	11	1.8%	
指定難病・小児慢性特定疾病受給者証	43	7.2%	7.2%
自立支援医療（精神通院医療）受給者証	51	8.5%	8.5%
わからない	10	1.7%	1.7%
有効回答数	598	-	-

※重複障がいの回答者があるため、構成比の合計は 100%を超えます。

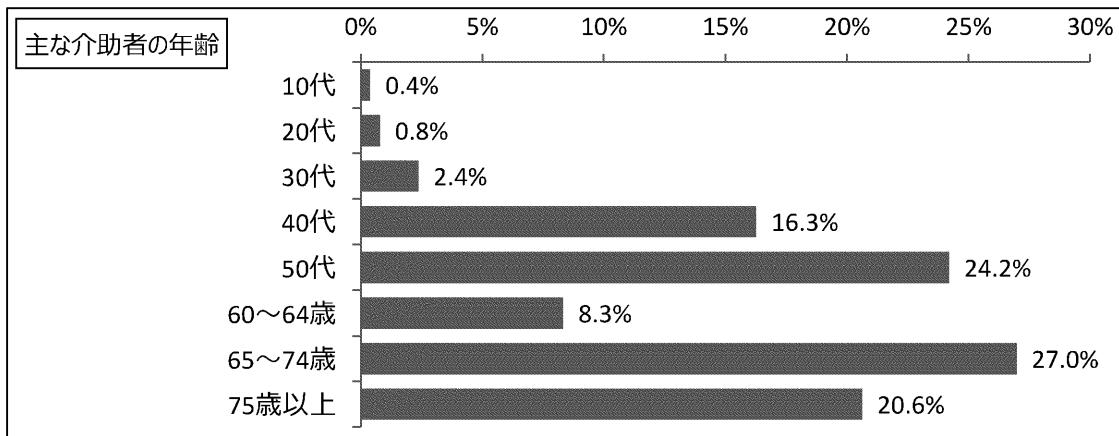
- 身体障がいの原因は、後天性の病気が 38.4%、先天性障がいが 11.6%となっています。

## 2 日常の生活支援について

- 日常生活で支援を必要とすること（回答「一部（時々）必要」と「全部必要」を合わせた割合）をみると、「外出の介助」が 39.5%で最も多く、次いで「金銭の管理の援助」が 32.2%、「薬の管理の援助」が 29.4%となっています。（複数回答可）

## 3 主な介助者について

- 主な介助者をみると、「同居の家族・親族」が 71.2%となっています。介助者全体の年齢は、「65～74 歳」が 27.0%で最も多く、次いで「50 代」が 24.2%、「75 歳以上」が 20.6%となっています。

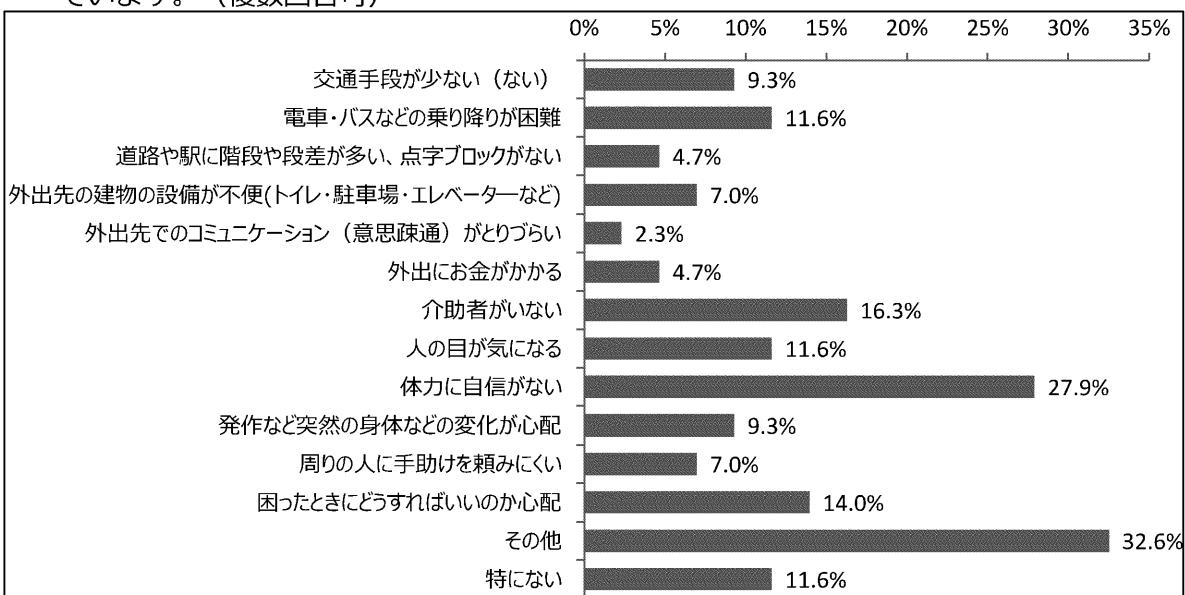


#### 4 今後の暮らしの希望について

- 今後の暮らし方の希望をみると、「家族といっしょに自宅で暮らしたい」が 69.9%で最も多く、次いで「ひとりで暮らしたい」が 12.5%となっています。
- 希望する暮らしのために必要なことをみると、「住む家があること」が 63.9%で最も多く、次いで「生活するためのお金があること」が 60.2%、「相談する人がいること」が 48.0%となっています。（複数回答可）

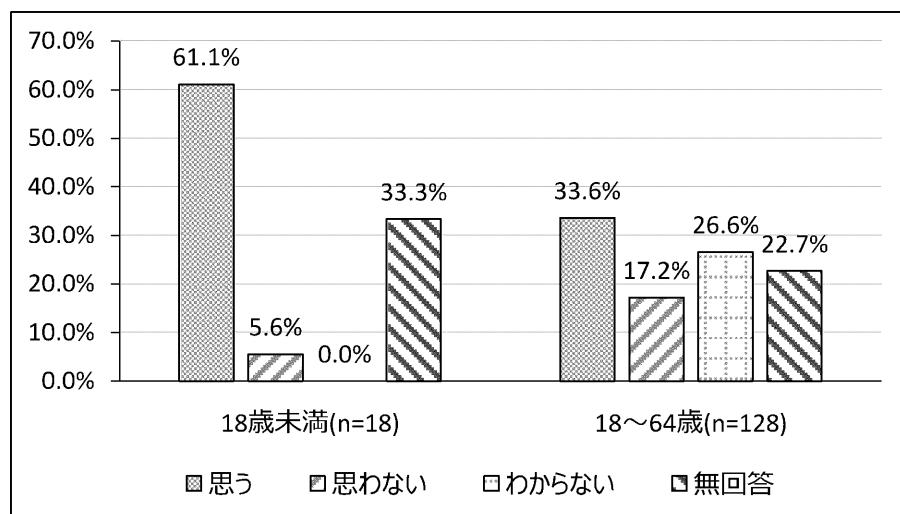
#### 5 外出について

- 外出の頻度をみると、「1週間に数回外出する」が 43.3%で最も多く、次いで「毎日外出する」が 30.3%となっています。また「めったに外出しない」と「まったく外出しない」を合わせると 24.1%となっています。外出目的は通院や買い物が多くなっています。
- 外出しない理由は、「体力に自信がない」が 27.9%、「介助者がいない」が 16.3%となっています。（複数回答可）

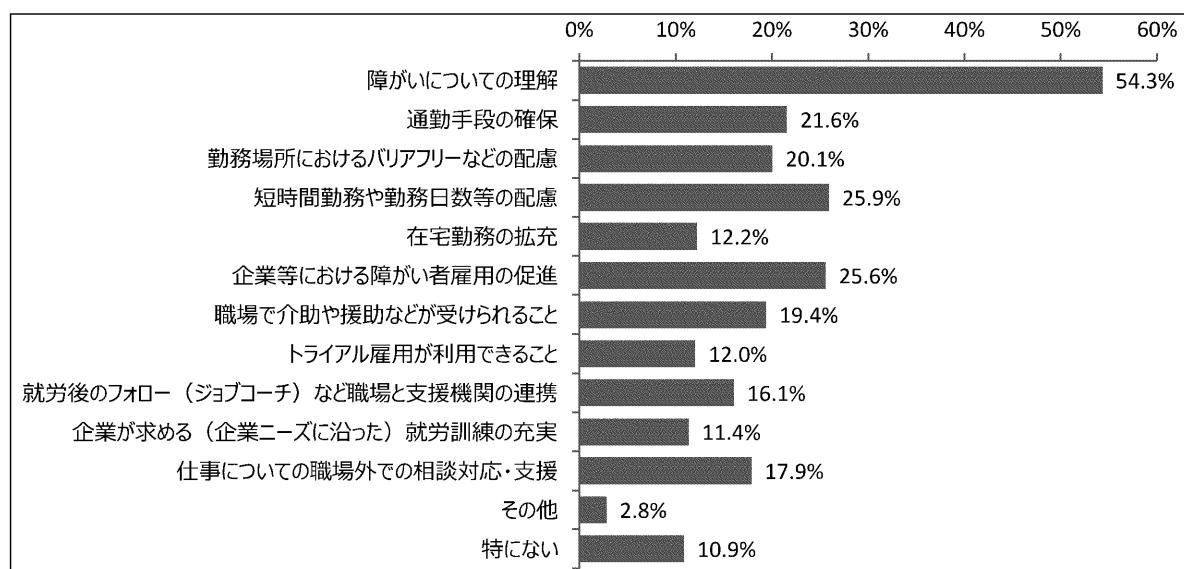


## 6 就労について

- 現在の就労の雇用形態をみると、「一般雇用」が 54.7%で最も多く、次いで「障害者雇用」が 20.9%、「自営業、農林業など」が 16.3%となっています。
- 仕事上で不満や困っていることをみると、「体力や精神的にしんどい」が 38.4%で最も多く、次いで「賃金が低いなど、労働条件が悪い」が 23.3%、「体調を崩した時や通院のため休みが取りにくい」が 15.1%となっています。（複数回答可）
- 15 歳から 64 歳までの方が今後、収入を得る仕事をしたいと思うかについてを見ると、18 歳未満では「思う」が 61.1%、18~64 歳では 33.6%となっています。



- 障がいのある人に必要な就労支援をみると、「障がいについての理解」が 54.3%で最も多く、次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が 25.9%、「企業等における障がい者雇用の促進」が 25.6%となっています。（複数回答可）

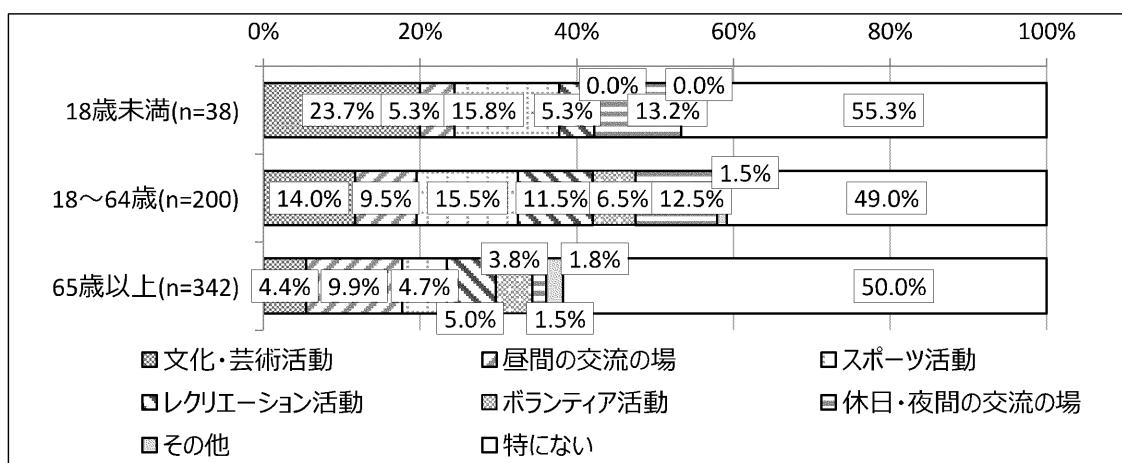


## 7 保育・教育について

- 保育や教育について今後必要なことをみると、「今の幼稚園や学校に満足している」が39.5%と最も多く、次いで「障がいの特性に応じた配慮をしてほしい」が34.2%、「進路指導をしっかりしてほしい（自立して働くような力をつけさせてほしい）」が28.9%となっています。（複数回答）

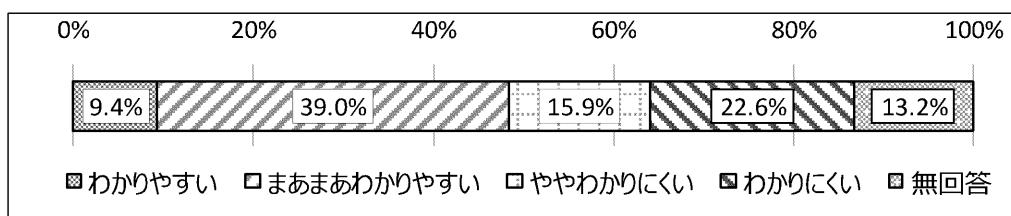
## 8 文化活動やスポーツ活動、地域活動について

- 文化活動やスポーツ活動の有無をみると、「している」が20.6%、「していない」が63.5%となっています。
- 参加したい地域の活動をみると、18歳以下では「文化・芸術活動」が23.7%、18~64歳では「スポーツ活動」が15.5%、65歳以上では「昼間の交流活動」が9.9%で最も多くなっています。なお「特がない」が全体の50.0%となっています。（複数回答可）



## 9 障害福祉サービスに関する情報について

- 障害福祉サービスの情報提供のわかりやすさについてみると、「わかりやすい」と「まあまあわかりやすい」を合わせた割合は48.4%、「ややわかりにくい」と「わかりにくい」を合わせた割合は38.5%となっています。



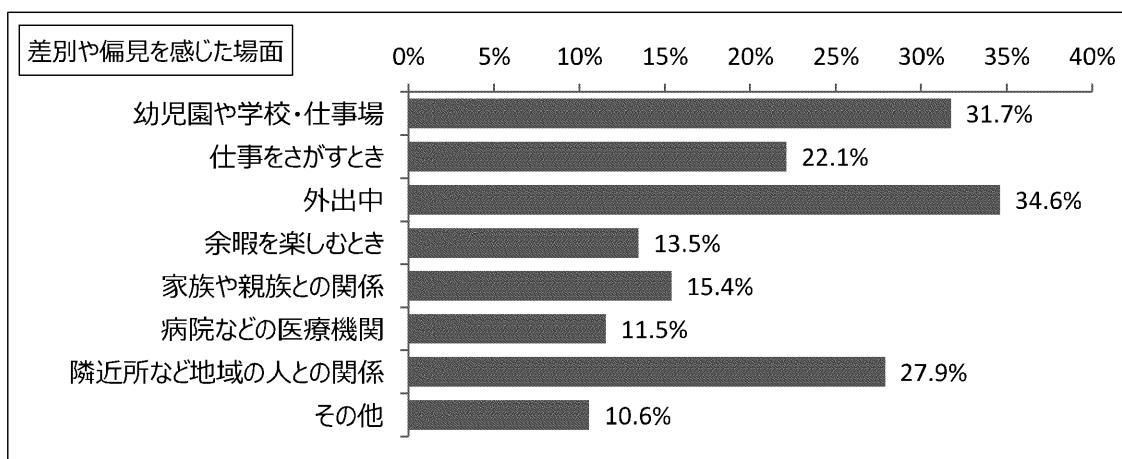
- 障害福祉サービスの情報提供が十分かについてみると、「十分」と「まあまあ十分」を合わせた割合は49.7%、「やや不十分」と「不十分」を合わせた割合は35.6%となっています。

## **10 障害福祉サービスの利用状況について**

- 障害福祉サービスの利用状況をみると、「利用している」が 25.4%、「利用していない」が 66.6%となっています。
- 利用している障害福祉サービスの種類をみると、「計画相談支援」が 25.7%で最も多く、次いで「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」が 10.5%、「日常生活用具給付等事業」が 9.9%となっています。（複数回答可）
- 障害福祉サービスを利用する時に困ることをみると、18 歳未満と 18~64 歳では「利用できる事業所が少ない」がそれぞれ 15.8%、13.5%となっており、65 歳以上では「必要な時にすぐに利用できない」が 6.4%で最も多くなっています。（複数回答可）

## **11 差別や偏見について**

- 障がいを理由とする差別や偏見を感じたことがあるかについてみると、「ある」が 17.4%、「ない」が 43.3%、「わからない」が 23.7%となっています。差別を感じた場面は、「外出中」が 34.6%、「幼稚園や学校・仕事場」が 31.7%となっています。（複数回答可）



## **12 災害について**

- 災害時に一人で避難できるかをみると、「避難できる」が 47.5%、「避難できない」が 41.5%となっています。
- 災害時に避難する場所を決めているかについてみると、「決めている」が 40.6%、「決めていない」が 45.8%となっています。
- 災害時に困ることや不安に思うことについてみると、「投薬や治療が受けられない」が 36.0%で最も多く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境」が 34.9%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 33.1%となっています。（複数回答可）

## ② 一般住民

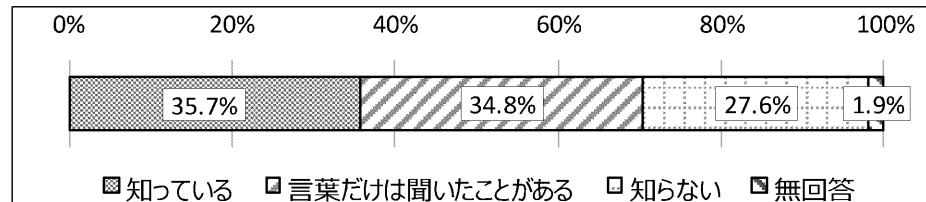
### 1 回答者の属性について

- 回答いただいた322名の性別は、「男性」が45.0%、「女性」が53.1%となっています。
- 回答者の年齢は、「50代」が20.2%で最も多く、次いで「65~74歳」が18.9%、「30代」が16.1%となっています。

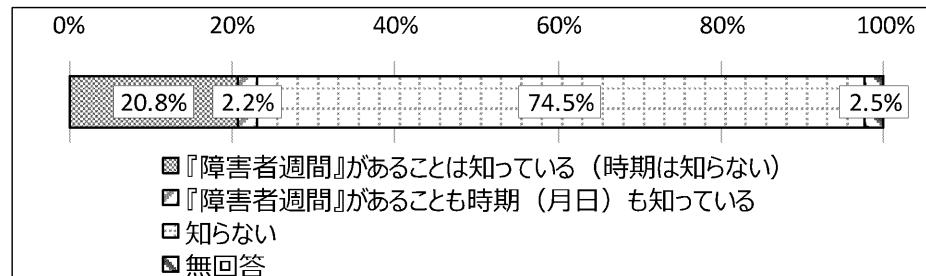
### 2 障がい者施策に関する用語、法律・制度の認知度について

- 障がい者施策に関する用語、法律・制度は「共生社会」、「雇用義務制度」を除いて「知らない」が7割以上となっています。

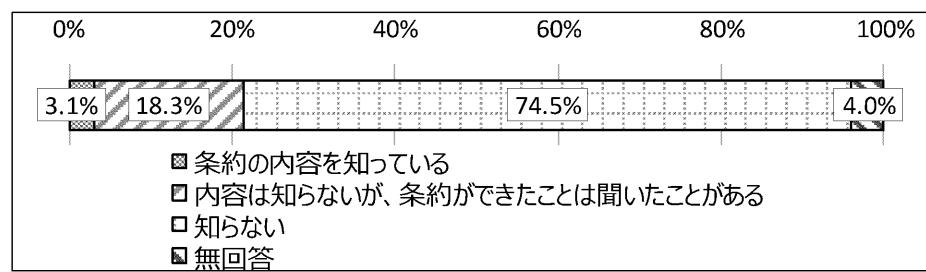
- 『共生社会』と  
いう考え方につ  
いて



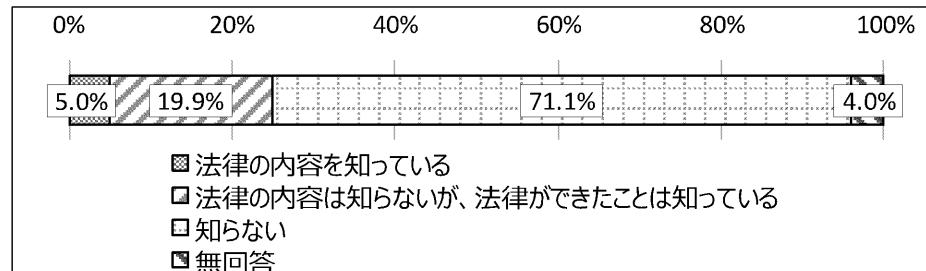
- 『障害者週間』  
について

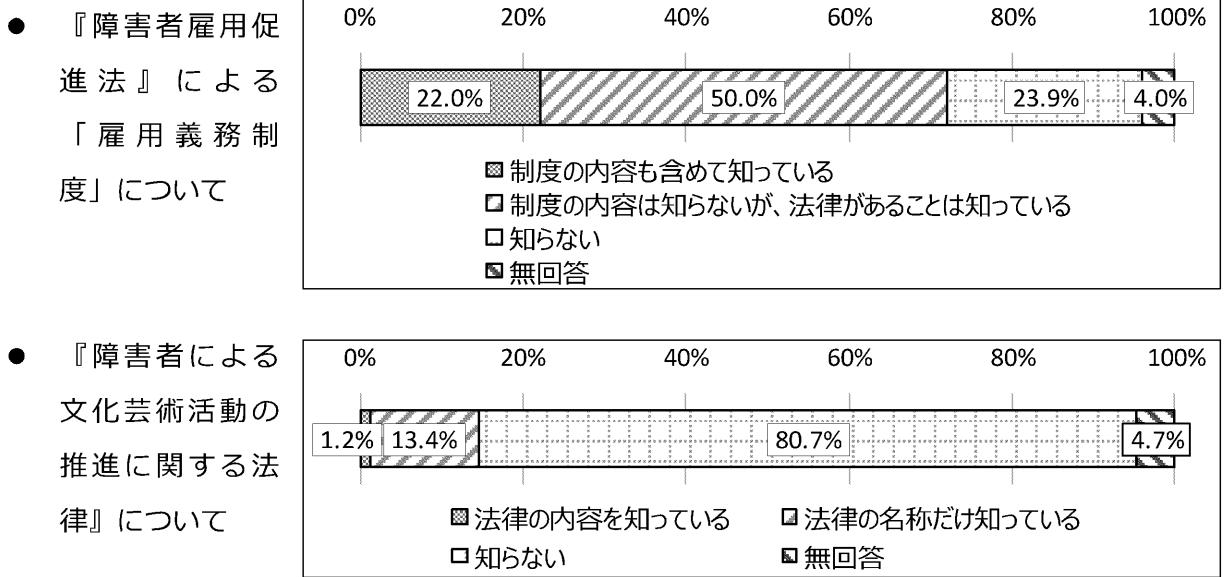


- 『障害者権利条  
約』について



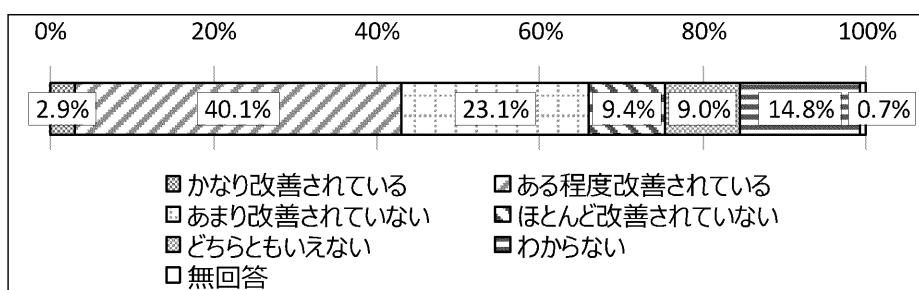
- 『障害者差別解  
消法』について





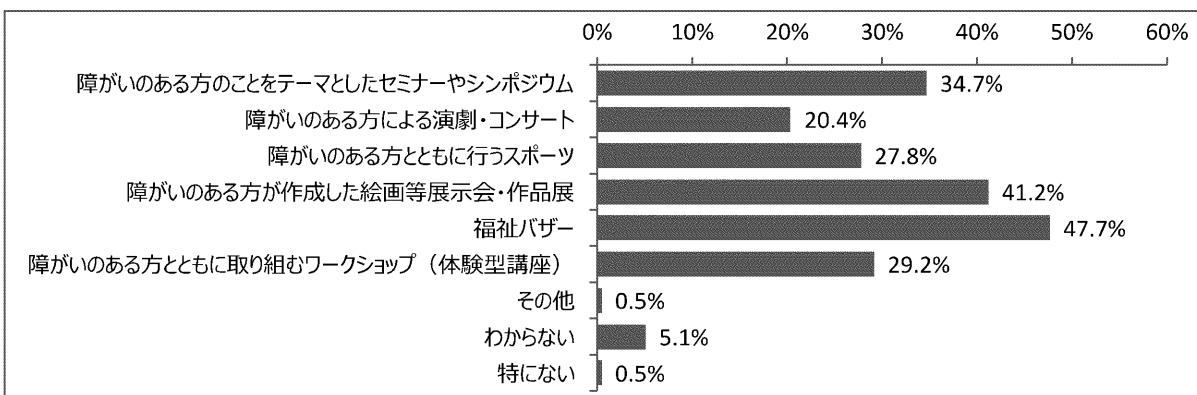
### 3 差別や偏見について

- 障がいを理由とする差別や偏見についてみると、「あると思う」が 48.1%で最も多く、次いで「ある程度はあると思う」が 37.9%、「あまりないと思う」が 5.9%となっています。「ないと思う」は 0.9%となっています。
- その差別や偏見が改善されたかについては、「かなり改善されている」、「ある程度改善されている」が合計 43.0%に対し、「あまり改善されていない」、「ほとんど改善されていない」が合計 32.5%となっています。



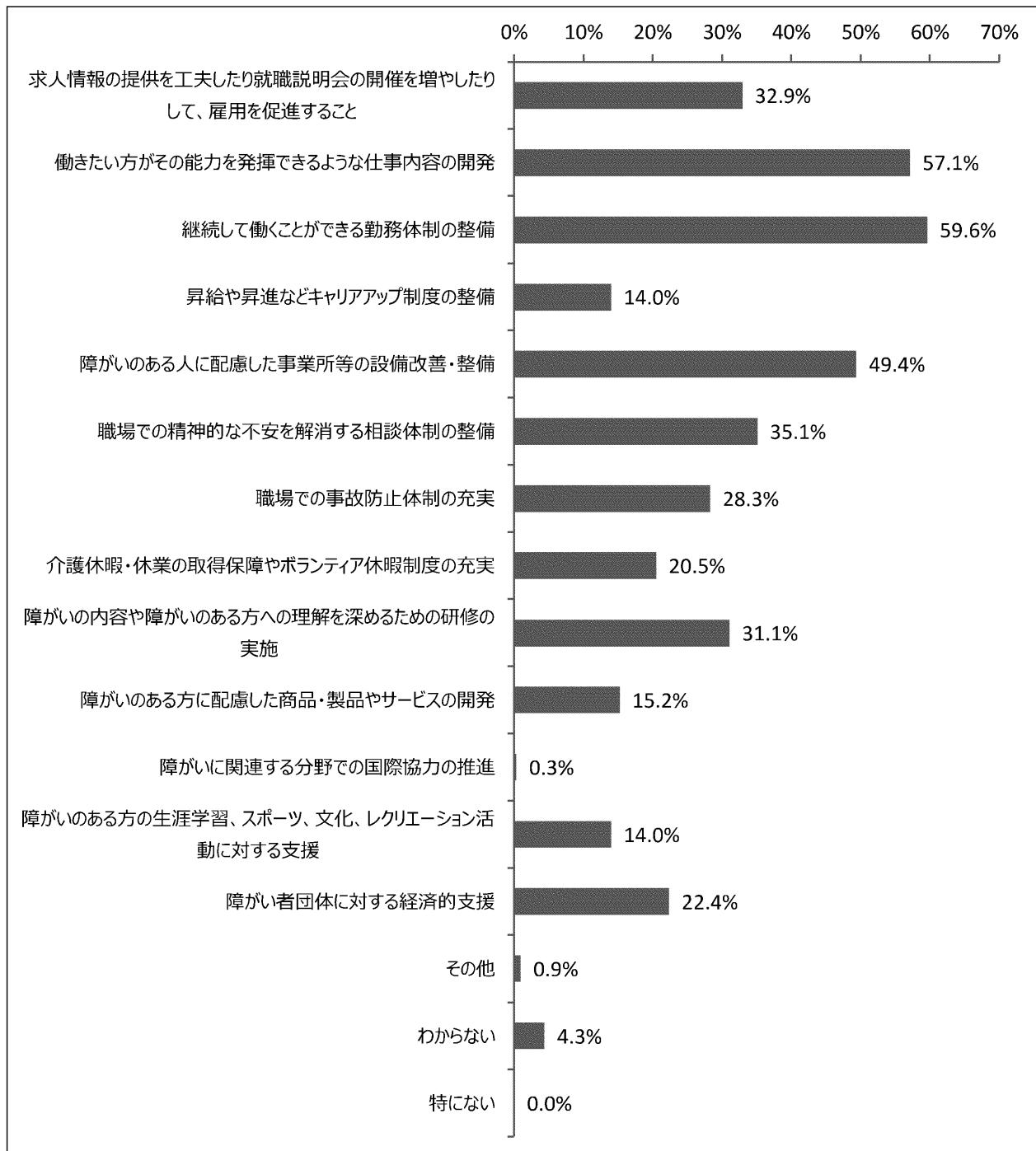
#### 4 障がいのある人との交流について

- 学校や職場、地域などで障がいについての教育や障がいのある人との交流をおこなうについてみると、「もっと機会を増やすほうがよい」が 58.1%で最も多く、次いで「今のままでよい」が 29.2%となっています。
- 障がいのある人に対する理解を深めるために参加したい行事や催しをみると、「福祉バザー」が 47.7%で最も多く、次いで「障がいのある人が作成した絵画等展示会・作品展」が 41.2%、「障がいのある人のことをテーマとしたセミナーやシンポジウム」が 34.7%となっています。  
(複数回答可)



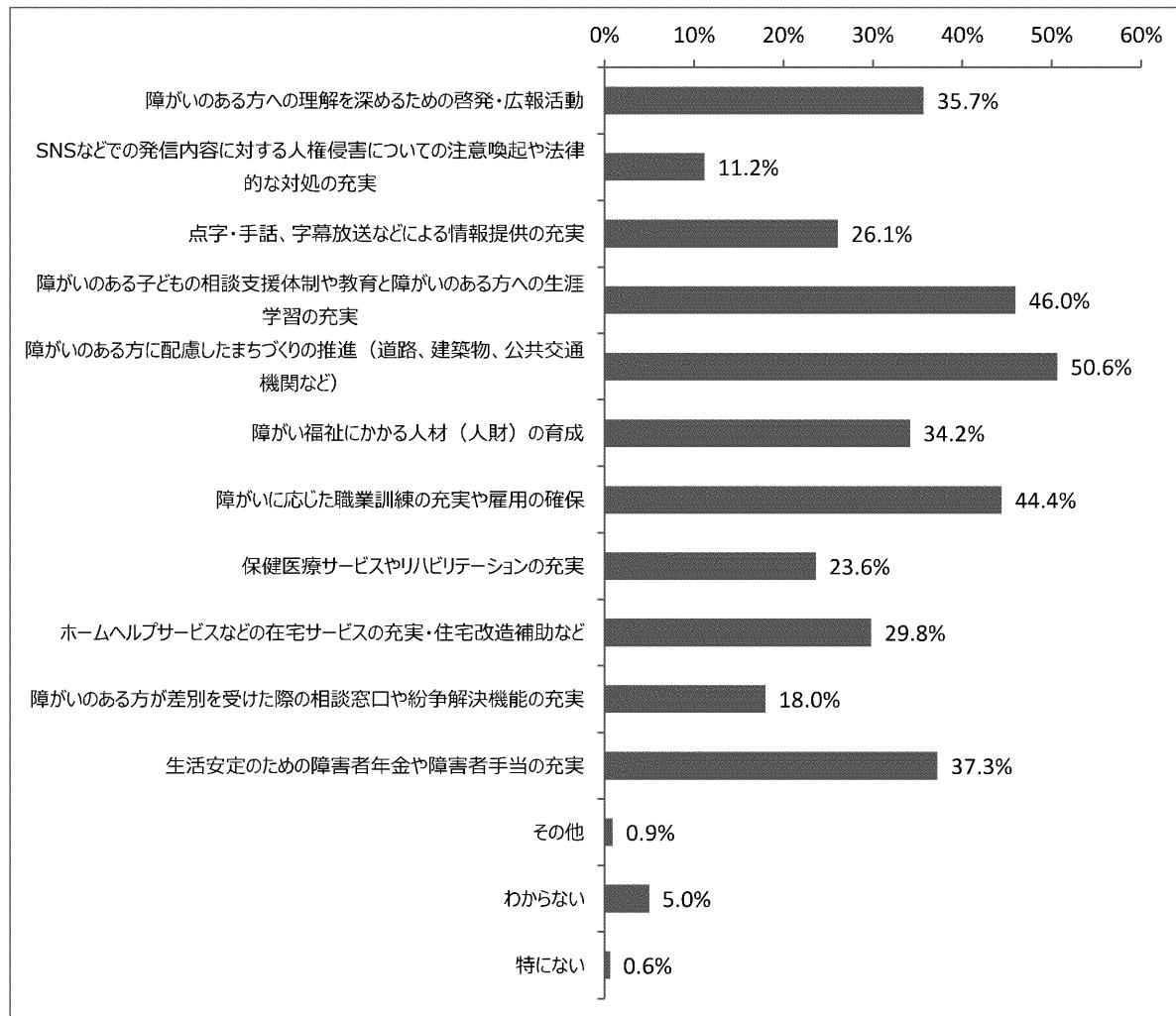
## 5 職場や企業等の取り組みについて

- 大事だと思う職場や企業、民間団体が行う取り組みをみると、「継続して働くことができる勤務体制の整備」が 59.6%で最も多く、次いで「働きたい方がその能力を発揮できるような仕事内容の開発」が 57.1%、「障がいのある人に配慮した事業所等の設備改善・整備」が 49.4%となっています。（複数回答可）

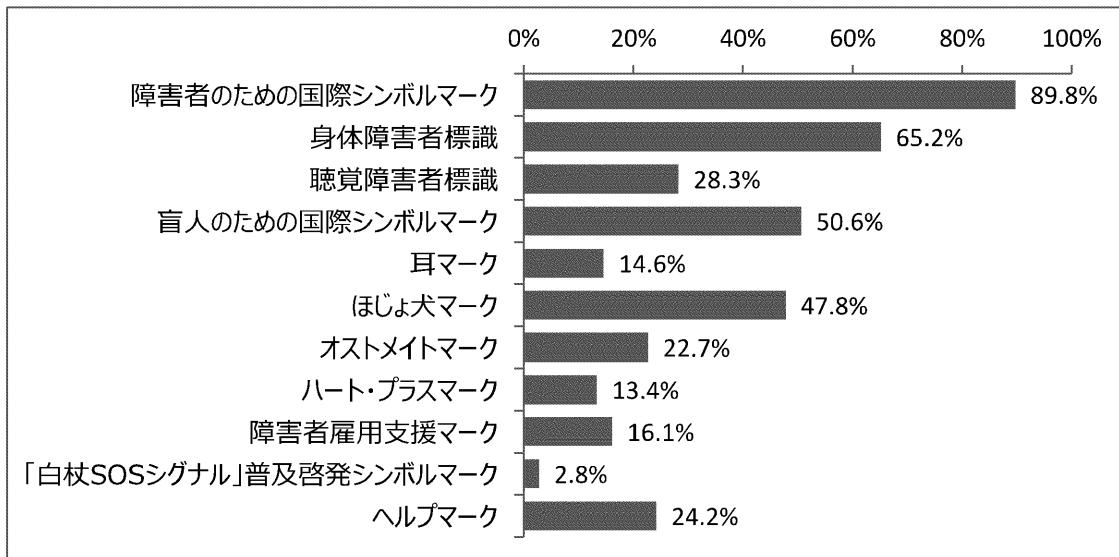


## 6 国や県、町の施策について

- 力を入れる必要がある国や県、市町村の施策をみると、「障がいのある人に配慮したまちづくりの推進（道路、建築物、公共交通機関など）」が 50.6%で最も多い、次いで「障がいのある子どもの相談支援体制や教育と障がいのある人への生涯学習の充実」が 46.0%、「障がいに応じた職業訓練の充実や雇用の確保」が 44.4%となっています。（複数回答可）

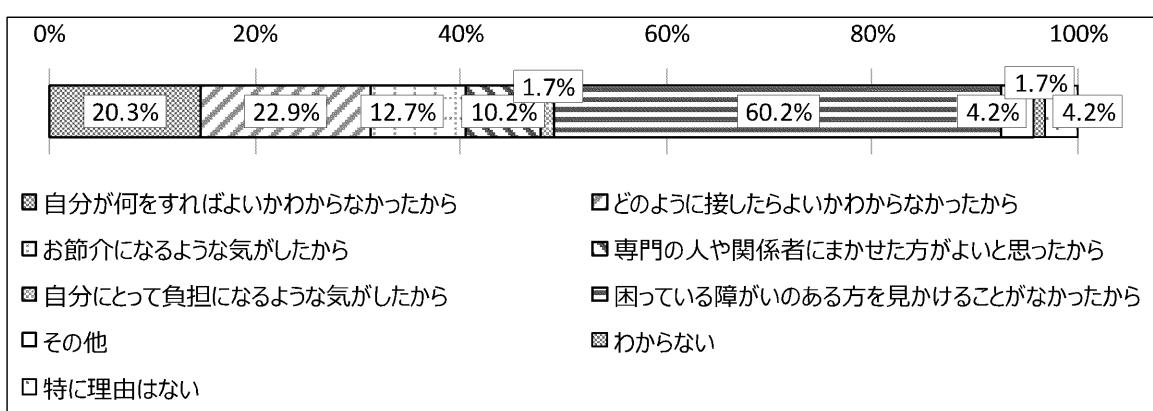


- 障がいのある人の支援のためのマークの認知度は、「国際シンボルマーク」や「身体障がい者標識」、「盲人のための国際シンボルマーク」は50%以上でしたが、「白杖マーク」や「ハート・プラスマーク」、「耳マーク」などの認知度は15%未満でした。（複数回答可）



## 7 障がいのある人への手助けについて

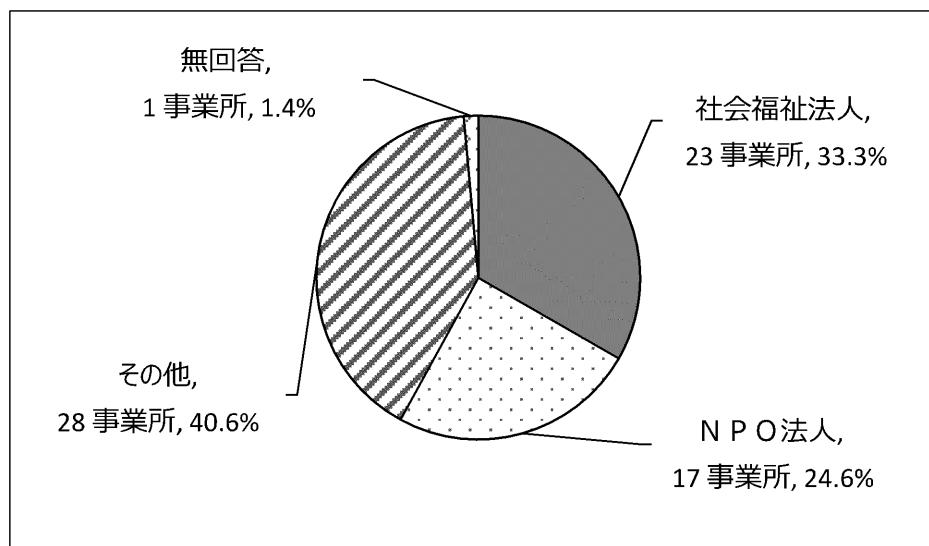
- 障がいがある方が困っているときに手助けをしたことがあるかについてみると、「ある」が62.7%、「ない」が36.6%となっています。
- 手助けをした理由をみると、「困っているときはお互い様という気持ちから」が41.6%で最も多く、次いで「障がいのある人を手助けするのは当たり前のことだと思うから」が18.3%、「身内などに障がいのある人がいて、その大変さを知っているから」が12.9%となっています。
- 手助けをしなかった理由をみると、「困っている障がいのある人を見かけることがなかったから」が60.2%で最も多く、次いで「どのように接したらよいかわからなかったから」が22.9%、「自分が何をすればよいかわからなかったから」が20.3%となっています。



### ③ 障害福祉サービス事業所等

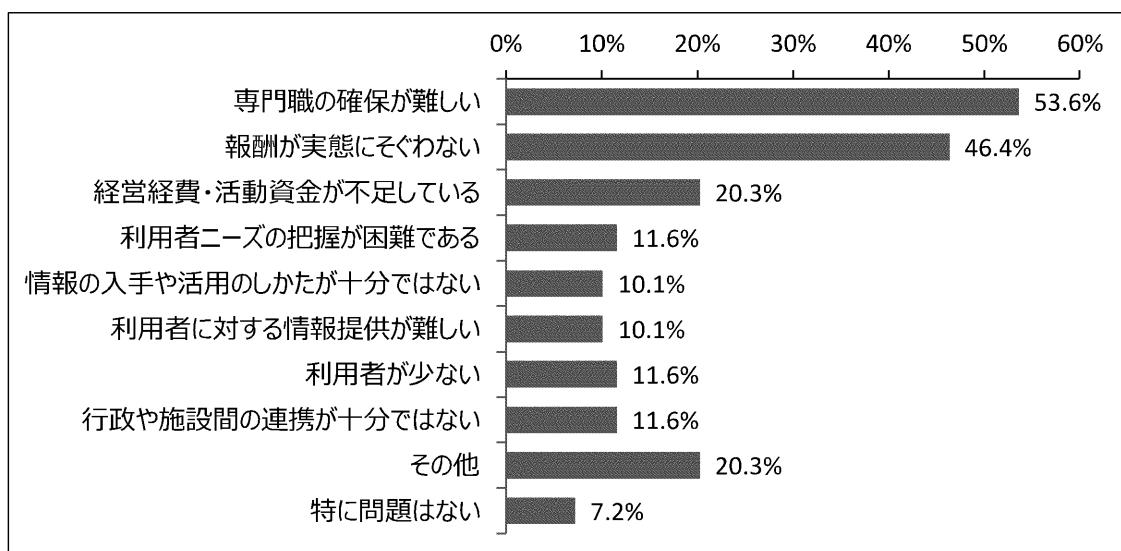
#### 1 事業形態について

- アンケートに回答いただいた 69 事業所の形態をみると、「社会福祉法人」が 33.3%、「NPO 法人」が 24.6%、「その他」（株式会社等）が 40.6%となっています。



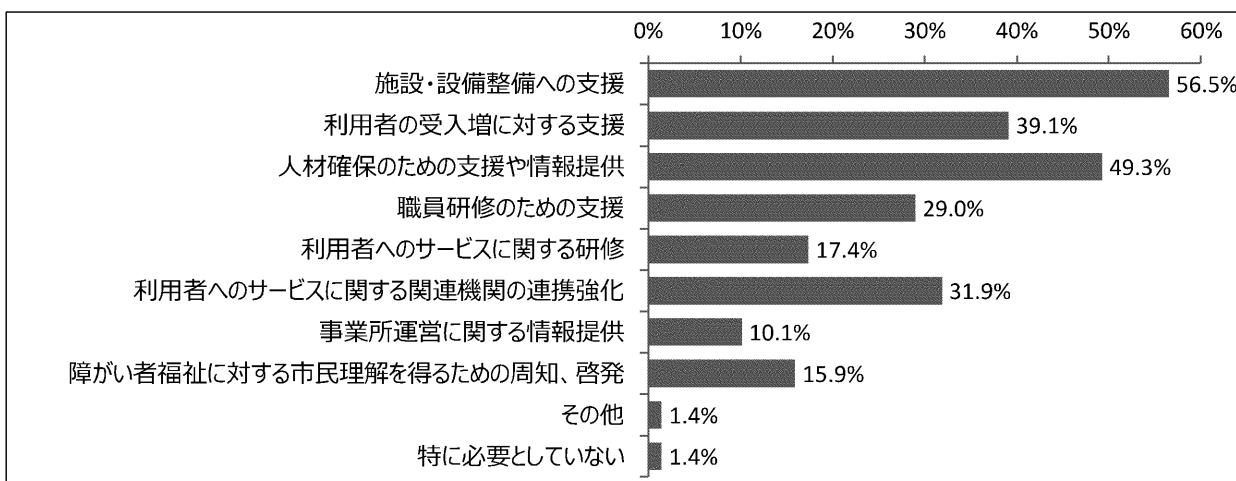
#### 2 提供サービスの状況について

- 実施しているサービスの回答数をみると、「就労継続支援 B 型」が 24 事業所、「生活介護」が 21 事業所、「短期入所」が 12 事業所等となっています。（複数回答可）
- サービスを実施する上での問題や課題となっていることについてみると、「専門職の確保が難しい」が 53.6%で最も多く、次いで「報酬が実態にそぐわない」が 46.4%、「経営経費・活動資金が不足している」が 20.3%となっています。（複数回答可）



### **3 事業所運営について**

- 事業所運営上の不安をみると、「人材の確保・育成」が 76.8%で最も多く、次いで「サービスに見合う収益が見込めるか」が 60.9%、「充分な利用者が見込めるか」が 34.8%となっています。（複数回答可）
- 必要な事業運営支援や対策をみると、「施設・設備整備への支援」が 56.5%で最も多く、次いで「人材確保のための支援や情報提供」が 49.3%、「利用者の受入増に対する支援」が 39.1%となっています。（複数回答可）

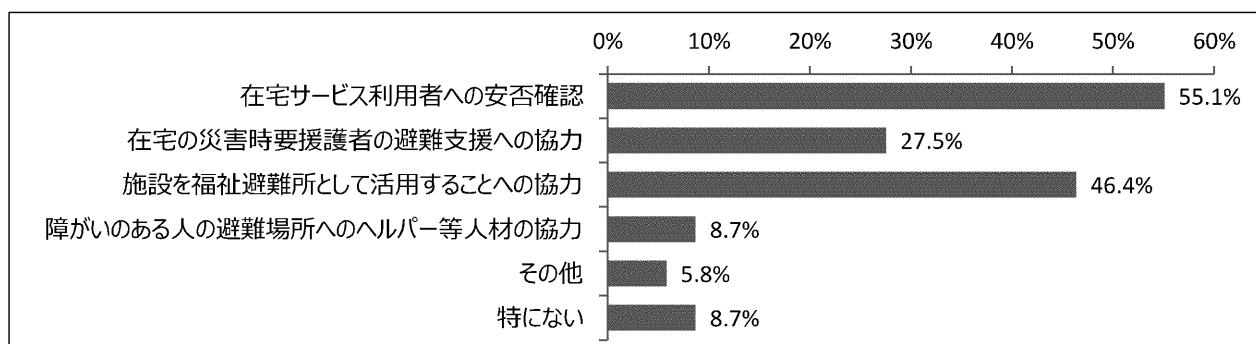


### **4 職員研修について**

- 事業所で実施したい職員研修をみると、「利用者支援の向上に繋がる取り組み」が 68.1%で最も多く、次いで「感染症、食中毒対策」が 47.8%、「障がい者虐待防止関係」が 46.4%となっています。（複数回答可）

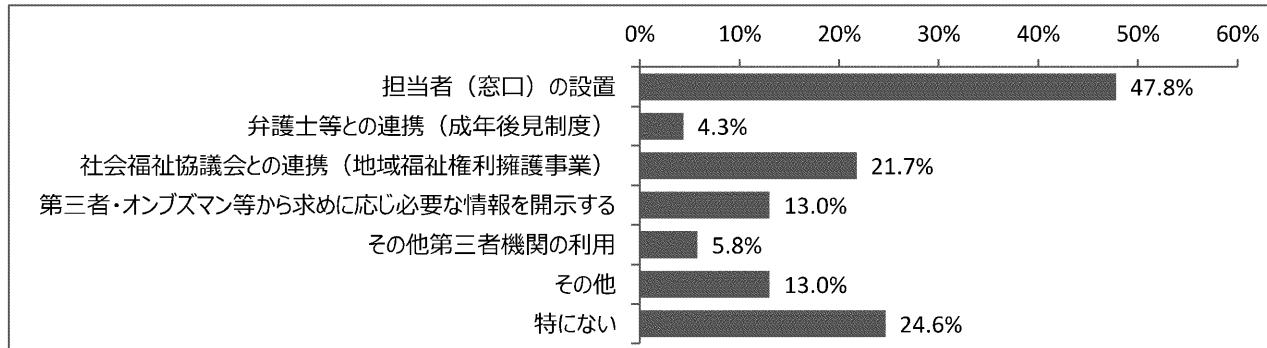
### **5 災害時の協力について**

- 災害時に事業所が協力できる支援をみると、「在宅サービス利用者への安否確認」が 55.1%で最も多く、次いで「施設を福祉避難所として活用することへの協力」が 46.4%、「在宅の災害時要援護者の避難支援への協力」が 27.5%となっています。（複数回答可）



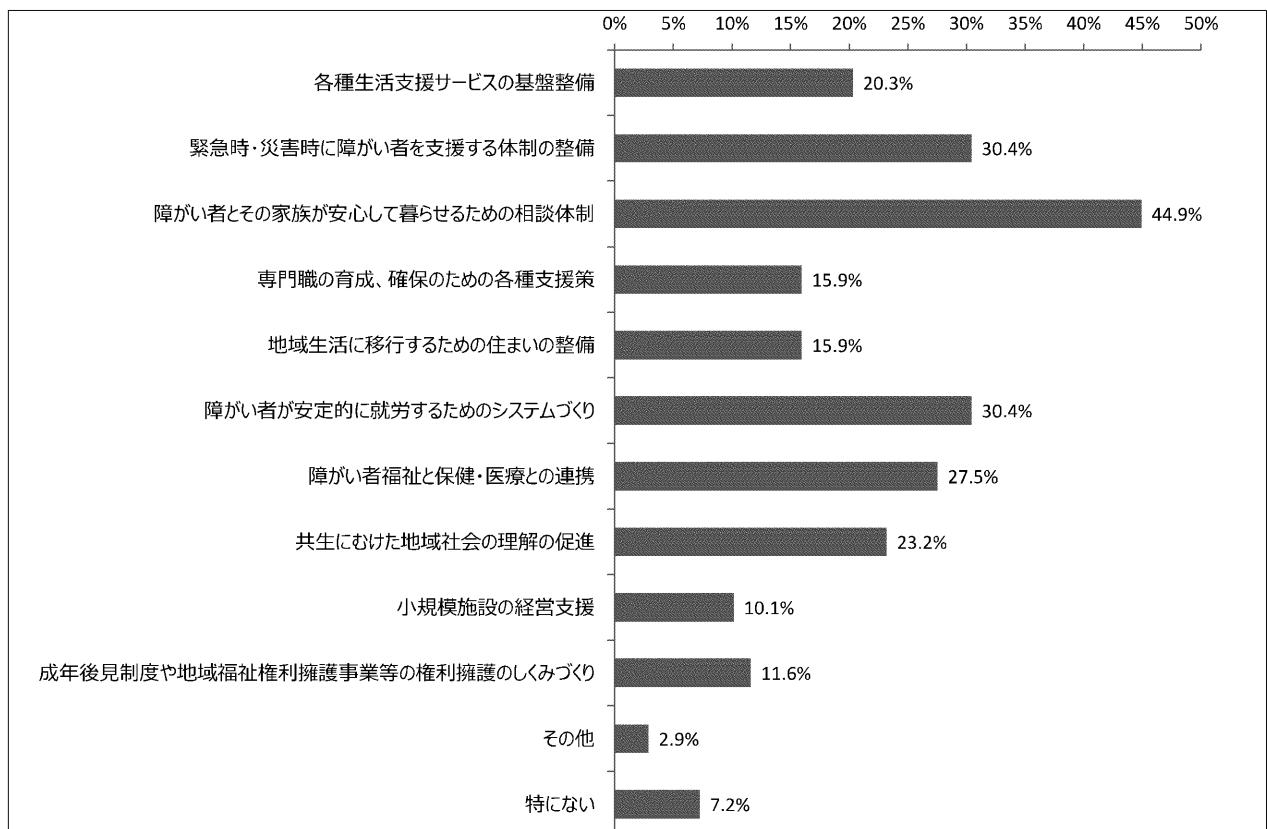
## **6 権利擁護のための取り組みについて**

- 権利擁護のための取り組みをみると、「担当者（窓口）の設置」が 47.8%で最も多く、次いで「社会福祉協議会との連携（地域福祉権利擁護事業）」が 21.7%、「第三者・オンブズマン等から求めに応じ必要な情報を開示する」が 13.0%となっています。なお「特ない」は 24.6%となっています。（複数回答可）



## **7 障害福祉サービスの充実について**

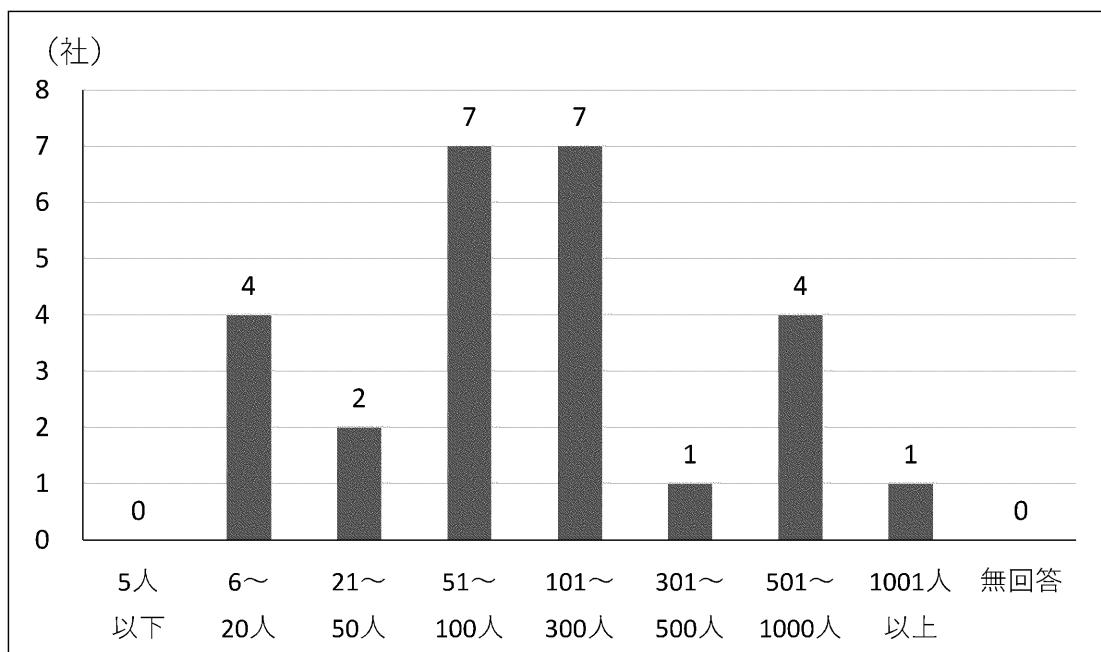
- 本町の障害福祉サービスの充実に向けて必要なことをみると、「障がい者とその家族が安心して暮らせるための相談体制」が 44.9%で最も多く、次いで「緊急時・災害時に障がい者を支援する体制の整備」と「障がい者が安定的に就労するためのシステムづくり」がともに 30.4%となっています。（複数回答可）



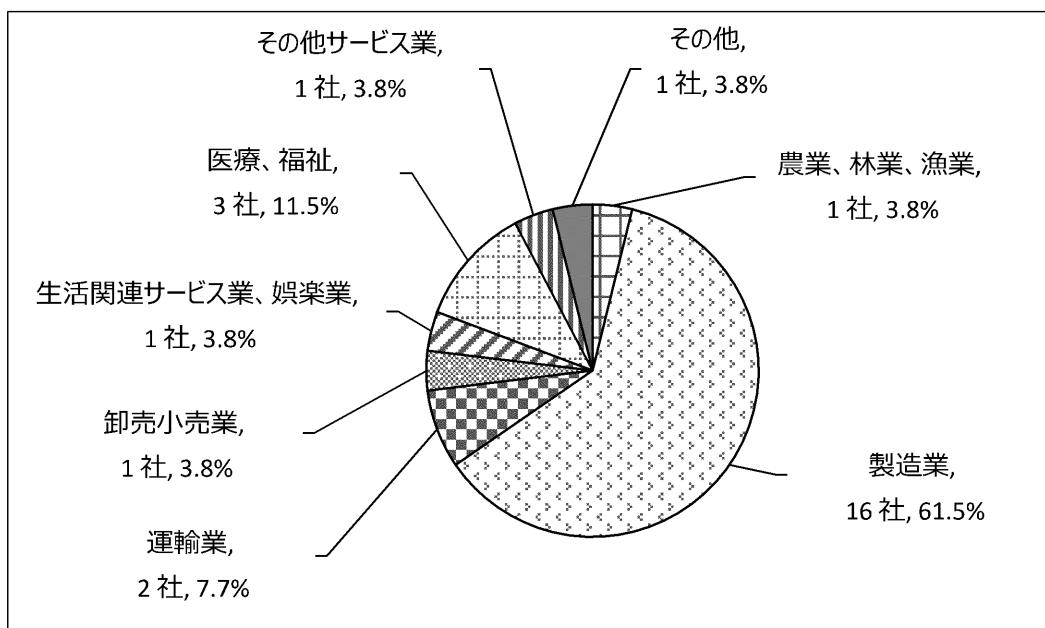
## ④ 企業等

### 1 事業所の概要について

- アンケートに回答いただいた 26 社の従業員数（正社員）をみると、「51~100 人」と「101~300 人」がそれぞれ 7 社で最も多くなっています。

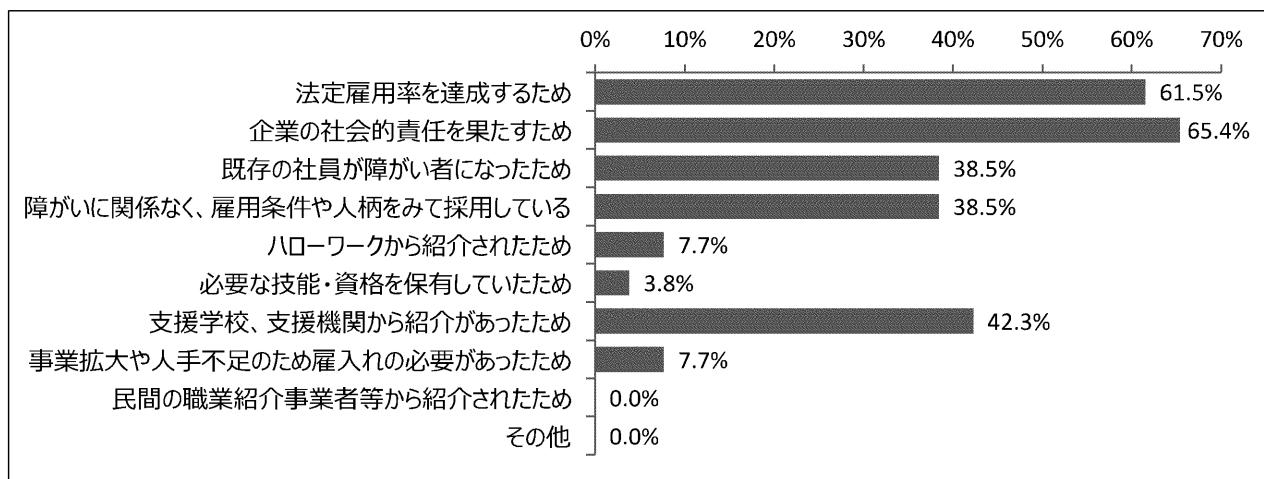


- 主な業種をみると、「製造業」が 61.5% で最も多くなっています。

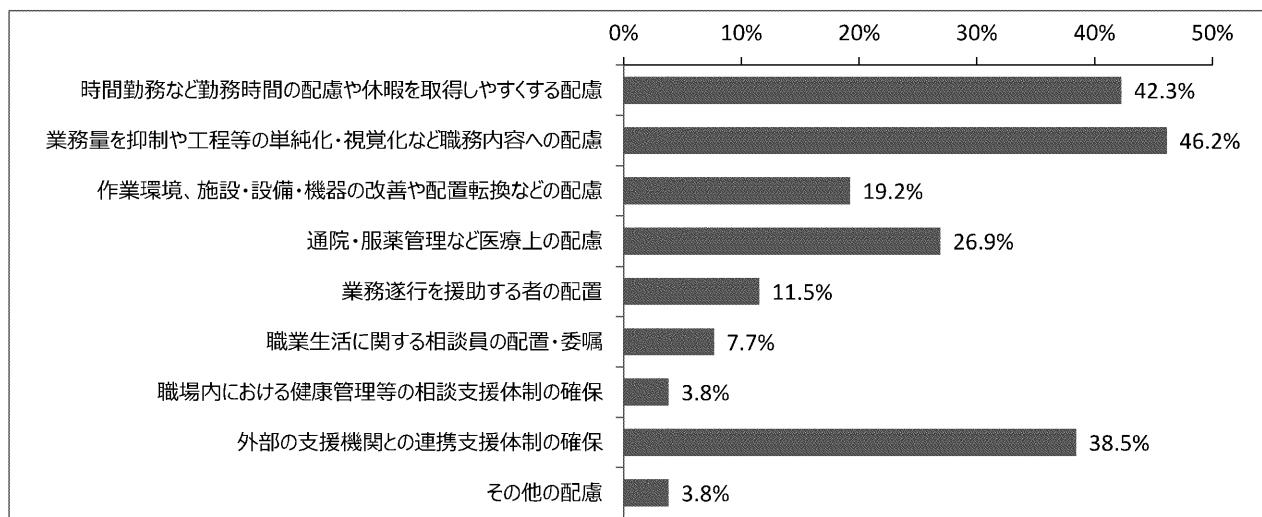


## **2 障がい者の雇用状況について**

- 障がい者の雇用についてみると、「雇用している」は84.6%（22社）、「していない」は15.4%（4社）となっています。
- 障がい者を雇用したきっかけについてみると、「企業の社会的責任を果たすため」が65.4%で最も多く、次いで「法定雇用率を達成するため」が61.5%、「支援学校、支援機関から紹介があったため」が42.3%、「既存の社員が障がい者になったため」と「障がいに関係なく、雇用条件や人柄をみて採用している」がそれぞれ38.5%となっています。（複数回答可）



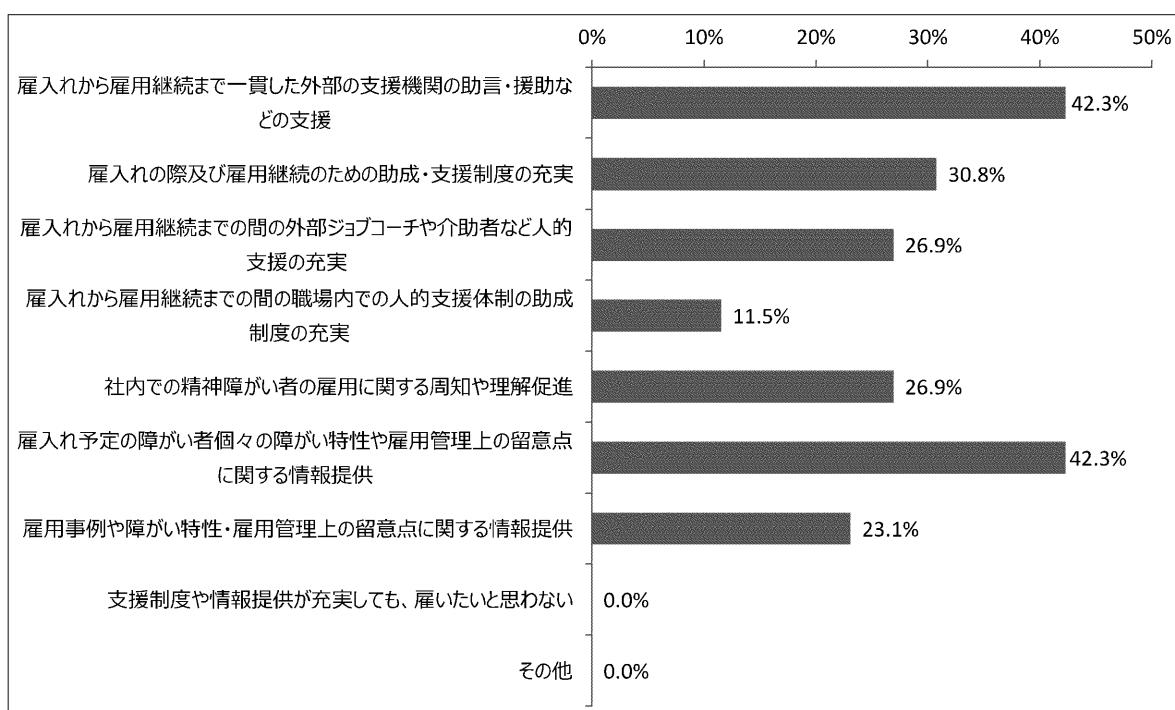
- 障がい者の採用活動や雇用後のスムーズな業務遂行のために工夫していることをみると、「業務量を抑制や工程等の単純化・視覚化など職務内容への配慮」が46.2%で最も多く、次いで「時間勤務など勤務時間の配慮や休暇を取得しやすくする配慮」が42.3%、「外部の支援機関との連携支援体制の確保」が38.5%となっています。（複数回答可）



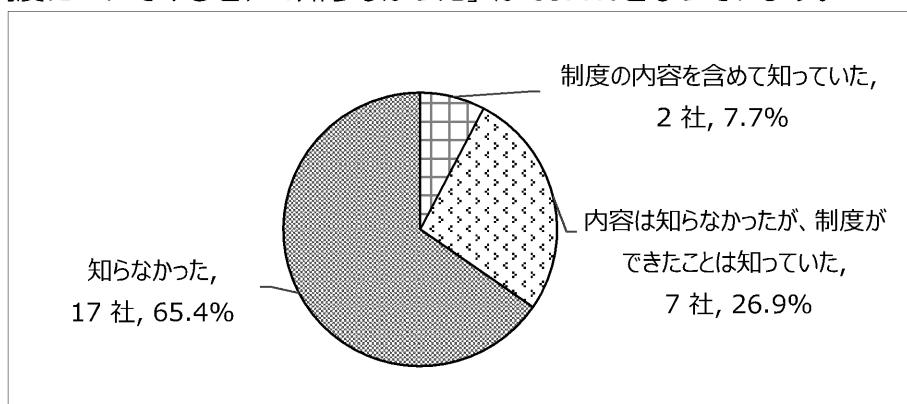
- 障がい者雇用で支障となっていることをみると、「社内に担つてもらうポジションや仕事がない」と「日々の業務サポートの人手が足りない」、「職場環境の整備」がそれぞれ 30.8% となっています。

### 3 行政支援や社内の取り組みについて

- 障がい者雇用を促進するために必要な行政支援・社内での取り組みについてみると、「雇入れから雇用継続まで一貫した外部の支援機関の助言・援助などの支援」と「雇入れ予定の障がい者個々の障がい特性や雇用管理上の留意点に関する情報提供」がそれぞれ 42.3% で最も多く、次いで「雇入れの際及び雇用継続のための助成・支援制度の充実」が 30.8% となっています。（複数回答可）



- 短時間であれば働くことができる障がい者を雇用する事業主に対する支援である「特例給付金」制度についてみると、「知らなかった」が 65.4% となっています。



## 6 当事者団体との意見交換会概要

町内に在住している障がいのある人とその家族の実態や抱える課題、意見・要望等を把握し、計画に反映させるため、関係団体との意見交換会を実施しました。

開催日時	令和2年9月24日	令和2年10月7日	令和2年10月17日
団体名	NPO法人中播磨峰の会	福崎町身体障害者福祉会	福崎町手をつなぐ育成会

### (1) NPO法人中播磨峰の会（峰の会作業所）・・・精神障がいのある人の家族会

#### [意見概要]

- ・親亡き後の対策として、グループホーム整備を進めて欲しい。
- ・ポストコロナを見据えたICT（情報通信技術）を活用した対面を無くした仕事の推進を検討して欲しい。
- ・障害福祉サービスの周知不足。申請主義なので当事者がサービス利用しない時に支援がない。また、家族への支援が少ないと感じている。
- ・ボランティアの活用、育成を検討していくべきだと思う。
- ・「オフィス峰の会」や「ふく咲マーケット」については、授産品の販売場所を役場から提供いただけたので非常に助かっている。
- ・ピアソポーターの活動に対してより推進して欲しい。
- ・ひきこもり対策は今後より重要なと思う。（精神障がい早期対策を含めて）
- ・外出や就労するためには足が必要。サルビア号の運行充実に加え車両のバリアフリー化を行い、人に優しい公共交通施策を進めて欲しい。
- ・町内道路や施設のバリアフリー化を推進して欲しい。
- ・総合病院へ行くルートとして、加西病院方面への対策を検討して欲しい。
- ・地域住民への理解を深めるために、福祉教育へより力を入れて欲しい。 等

### (2) 福崎町身体障害者福祉会・・・身体障害者手帳を所持している人

#### [意見概要]

- ・身体障がい者に対する差別や偏見を無くすために啓発活動を実施して欲しい。
- ・聴覚障がいに対する理解が遅れているため、啓蒙活動を広めて欲しい。
- ・手話通訳者を養成して欲しい。役場の中は手話通訳者がいないためいつでも聞きに行くことが難しい。また町の行事等の手話通訳は資格のある手話通訳者を派遣して欲しい。
- ・ろう者が集まれる場所が無くなれば、手話も無くなっていく。ろう者が集まり、コミュニケーションがとれる場所が欲しい。 等

### (3) 福崎町手をつなぐ育成会・・・活動に賛同いただける人（知的障がい者・児）

#### [意見概要]

- ・第2次障がい者プランの中では検討しますや努めますの表現が多いので、第3次障がい者プランではできるだけ具体的な記載をして欲しい。
- ・親亡き後の地域生活支援拠点の整備が必要です。
- ・知的障がい者が当たり前に生まれ、育ち、学び、働き、暮らすことのできる地域づくりを目指した施策を計画してください。
- ・知的障がい者のキャリアアップを検討してください。自立的・主体的に地域社会で生活し、年齢に負けずに成長・発達し続ける姿を追求する様な施策が必要だと思われます。
- ・福祉サービス利用時の申請書を記入する欄を少なくして欲しい。
- ・出かける時にサポートしてくれる人が欲しい。
- ・介護している者が病気になった時に世話をする人がいない。
- ・災害時で指定された避難所に避難が難しいので、個々人に合わせた個別支援計画を作成し、福祉避難所に直接避難できるような体制整備をして欲しい。
- ・個別支援計画や相談支援の中で、その人に合わせた避難ルートを検討しておいてもらえると助かる。
- ・学校を卒業すると教育面もストップしてしまうので、その後の支援も必要。
- ・担当窓口に専門員の配置が必要と思われる。職員の異動で対応が不十分となる。
- ・新しい施設を建設するのではなく、空き家活用などできないか検討して欲しい。
- ・親亡き後、最終的には成年後見制度を頼ることになると思うので、成年後見制度の充実を進めて欲しい。
- ・グループホーム、ショートステイ、作業所など子どもの居場所の充実を進める必要がある。また、放課後等デイサービス、日中一時事業所も少ないので対応を検討して欲しい。
- ・障がいに関する最初の相談窓口を統一して欲しい。
- ・療育手帳所持者の内訳が変わってきている。最近は軽度の手帳所持率が高くなっているため、障がい者プランも状況に合わせた施策実施が求められる。等

## 7 障がい者福祉を取り巻く課題の設定

アンケート調査結果と当事者団体との意見交換会や、福崎町障害者福祉施策推進協議会などの意見で明らかになった障がいのある人を取り巻く課題を施策ごとに抽出しました。これらの課題に基づき、本町の障がいのある人に対する施策の効果的な実施に繋げていきます。

### 課題 1) 生活支援関係

- 医療的ケアの必要な重度障がい児や発達障がい（自閉スペクトラム症、学習障がい：LD、注意欠如・多動性障がい等）、高次脳機能障がいの認知の増加など障がいの状態が多様となっていることから、適切な支援のために医療等専門機関と連携するなどした相談窓口の充実が必要です。
- 家族介護・介助者に高齢者が占める割合が高いため、「親亡き後」の検討と取り組みの推進が必要です。
- 介護・介助する家族や兄弟支援、学校でのいじめや親亡き後の障がいのある人を支援する体制（レスパイトケア）の構築が必要です。また障がいのある子どもの兄弟ケアについても家族支援の1つとして検討が必要です。
- 安定した障害福祉サービスの提供のために、障がい福祉人材の確保のための取り組みが必要です。

### 課題 2) 教育・社会参加・交流関係

- 妊娠・出産時から乳幼児定期健診における観察情報を、障がいの早期発見の観点に沿った情報整理を行い、関係機関で共有し、支援に向けた準備体制を整える仕組みが必要です。
- 保護者の相談が、産院や幼稚園等からスムーズに障がい福祉の相談窓口につながることとともに、いつでも相談できる支援体制の構築が必要です。
- 特性に応じた支援のため、障害福祉サービス・保育・医療・教育関係者間の恒常的な連携ネットワークでの支援が必要です。
- 児童生徒や保護者間の理解を深めるための学校内での交流や、理解啓発の取り組みが必要です。
- 地域活動に参加できるよう、子どもの障がいに対する地域社会への理解啓発が必要です。
- 将來の就労に向けて、障がい特性に応じた効果的なキャリア教育を推進する必要があります。
- 手話通訳派遣等の意思疎通支援の充実が必要です。
- 障がいのある人の社会参加では、障がいのある人が社会の情報を入手する方法（情報保障、情報アクセシビリティ）の確保と意見を発信できる機会の提供が必要です。

### 課題3) 障がいのある人の就労関係

- 障がいのある人の就労意欲を実現につなげるキャリア教育と、ミスマッチを避ける企業ガイダンスなどの実施が望まれます。
- 18~64歳の障がいのある人の2~3割が今後、「収入を得る仕事をしたいと思わない」とアンケートで回答していることから、就労意欲を高める取り組みが必要です。
- 安定した就労継続のために、就労中の障がいのある人の支援と同時に企業支援を行う工夫が求められます。
- 企業等に向けた支援として、特性に応じた配慮の方法や受け入れ体制の整備等について、具体的な情報提供をしていく必要があります。
- 就労に関わらず、障がいのある人の社会参加を促進するための地域活動を、企業や団体に提案していく必要があります。

### 課題4) 共生の地域づくり関係

- 障がいのあるなしに関わらず、それぞれが持つ能力を発揮し、助け合いと支え合いのある「共生社会」の考え方と、障がいに関わる国内外の動向や制度の理解が、まちや地域全体に広がるための活発な周知・啓発が必要です。
- 「共生社会」が自らの暮らす地域のものとして考えることができる取り組みが必要です。
- 障がいのある人と住民が交流できる「地域活動」の推進と、「参加」を促進することが必要です。
- 障がいのある人の日常生活の中の困難や不自由さを地域のみんなで共有できる「心のバリアフリー」を形成することが必要です。
- 地域のほか学校や職場において、障がい福祉に関する教育・研修・体験を進める必要があります。
- 障がいのある人施策の課題が、障がいのあるなしに関わらず町民全体にとっての「より良いまちづくり」につながるものであることを周知していく必要があります。
- 障がいのある人の地域生活のための選択肢として、グループホームの整備・充実が必要です。
- サービスの存在が知られていない可能性があり、当事者に届く効果的な周知の取り組みが必要です。

### 課題 5) 安心して暮らせるまちづくり関係

- 住み慣れた地域、住宅での生活を継続するための支援の充実が必要です。
- 誰もが不安のない外出手段を確保できることが必要です。
- 障がいのある人の移動手段、社会参加の手段として、広域での交通バリアフリーの一層の推進が必要です。
- 災害時における障がいのある人の避難体制の構築を支援者・地域・行政の協働のもと、防災と福祉の連携で行う必要があります。
- 障がいのある人に理解しやすい「防災マップ」の作成が必要です。
- 近年頻発する甚大な自然災害に迅速な対応ができるよう、障がいのある人が常に「避難訓練」に参加できるような情報提供と支援が必要です。